

第 2 期生駒市地域福祉計画

平成 23 年 3 月

生 駒 市

< 目次 >

第1章 地域福祉計画の趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の役割と位置づけ	1
(3) 計画策定の体制	2
(4) 計画期間	3
第2章 地域福祉計画の基本的な考え方	4
(1) 生駒市の地域福祉の基本目標	4
(2) 生駒市の地域福祉の基本方針	4
第3章 生駒市の地域福祉計画の現状と課題	5
(1) 生駒市の人口の状況	5
(2) 住民アンケートからみた生駒市の状況	8
(3) 関係団体ワークショップ等で出された主な意見	22
(4) 前期計画の取り組みの評価	23
(5) 生駒市の地域福祉の課題	25
第4章 基本方針に基づく施策の展開	27
1. 市民一人ひとりが支える、地域福祉の意識の醸成	28
1) 市民の福祉に対する意識の啓発	28
2) 地域における福祉人材の育成	28
2. 幅広いニーズに対応できる地域の仕組みづくりの推進	28
1) 身近な相談支援体制の整備	28
2) 多様な情報提供による利用者の適切なサービス利用の促進	29
3) だれもが快適に安心して暮らせる基盤づくり	30
4) 利用者の権利の保護	30
3. 質の高い地域福祉サービスが提供できる福祉環境・基盤づくりの推進	31
1) 地域で支え合う福祉活動への支援	31
2) ニーズとサービスを適切に結びつける仕組みづくり	32
3) 多様なニーズに対応したサービス供給体制の整備	32
4) 保健・福祉に係る専門的な事業者・人材の育成	32

第5章 優先的に進める取り組み	34
1. 地域力を活用した、地域福祉活動のネットワークづくり	34
2. 生駒市社会福祉協議会の地域福祉事業への基盤強化	36
第6章 今後の進め方	37
1. 各地域における地域福祉活動の活性化	37
2. 社会福祉協議会との連携強化	37
3. 計画の進行管理と庁内体制の整備	37
4. 計画の周知	37



第1章 地域福祉計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

国においては、平成12年の社会福祉法の改正により、「個人が人間としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢、性別に関わらず、その人らしい安心のある生活がおくれるよう自立支援すること」をめざした地域福祉の重要性が位置づけられました。

これを受けて、奈良県では平成15年に市町村の地域福祉計画策定のためのガイドラインとして「地域福祉計画を策定するにあたって」を策定しています。

また、平成19年8月には「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むことを明示され、要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められています。

さらに、平成22年8月には「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」の通知において、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に有効な計画内容となっているか等について点検するように求められています。

一方、本市においては、退職する団塊の世代が特にこの計画期間中に急増します。この世代は活動的な人が多く、また、地域に関わりたいという意識を持った人が多いです。今後、団塊の世代をはじめとして、さまざまな人が積極的に地域活動に参加し、地域を支えていくといった意識をもち、それぞれの役割を担っていくことが期待されています。本市のこのような状況や国等の動きを受け、本市では、活発化する市民の主体的な福祉活動に対して、一層の支援を講じていくとともに、市民の幅広い参加を促していくことにより、市民一人ひとりが支え合う地域福祉の充実を図っていくことが求められています。また、要援護者支援や高齢者等の孤立支援等、近年の社会問題に対し、地域において対応できるような支援策を図ることが求められています。

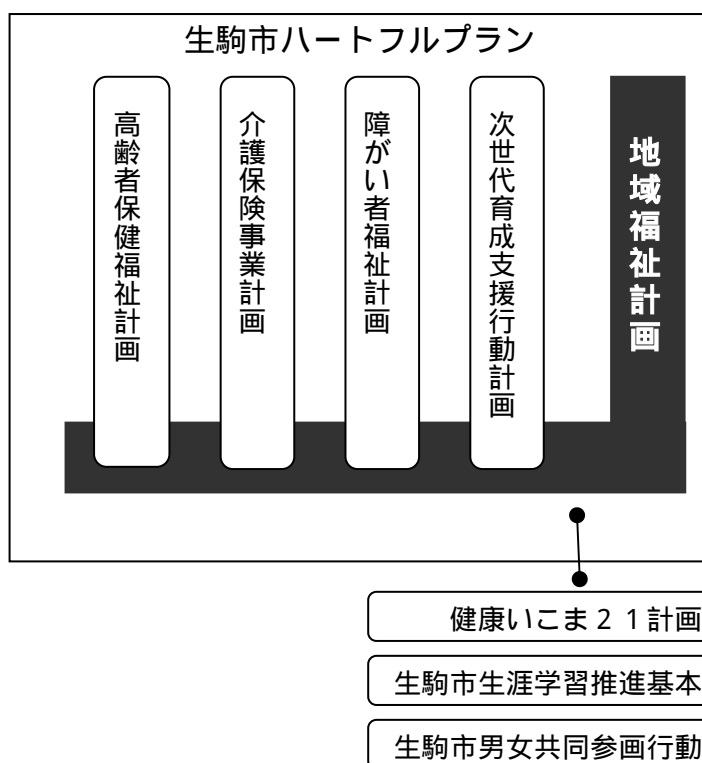
(2) 計画の役割と位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が市民等の参加を得て、相互の長所を活かして「協働」することにより、支援を必要とする人が、地域で生活していくうえでの問題と、それを解決するために必要なサービスを明らかにして、サービスを確保・提供するための計画です。

また、本計画は、総合計画を上位とし、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者福祉計画、次世代育成支援行動計画等分野別計画の地域における展開を総括するものと位置づけられます。

第5次生駒市総合計画（平成21～30年度）

- 市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒 -



（3）計画策定の体制

計画の策定にあたっては、幅広くアンケート調査を実施する等、以下のような検討を行いました。

1）第2期生駒市地域福祉計画に係る実態調査

生駒市ハートフルプランの計画の一つである、社会福祉法に基づき市民主体でどのように地域福祉を推進していくかを重要な柱として策定している「地域福祉計画」の計画見直しにおける基礎資料として、市民の暮らしと地域福祉に関する意識や現状と課題の整理及び前回調査から5年を経過した経年変化をとらえることを目的として、以下のように実施しました。

調査期間	平成22年1月7日～平成22年1月31日
調査対象	市内在住の16歳以上の男女
抽出台帳	住民基本台帳
抽出方法	無作為抽出
標本数	5,000件
有効回収数	2,307件
有効回収率	46.1%
調査方法	郵送による配布・回収

2) ワークショップ

市内の関係団体に集まっていただき、ワークショップを行い、本市の地域福祉に係る現状や課題、今後の取り組みに対するアイデア等のご意見をいただきました。

3) パブリックコメント

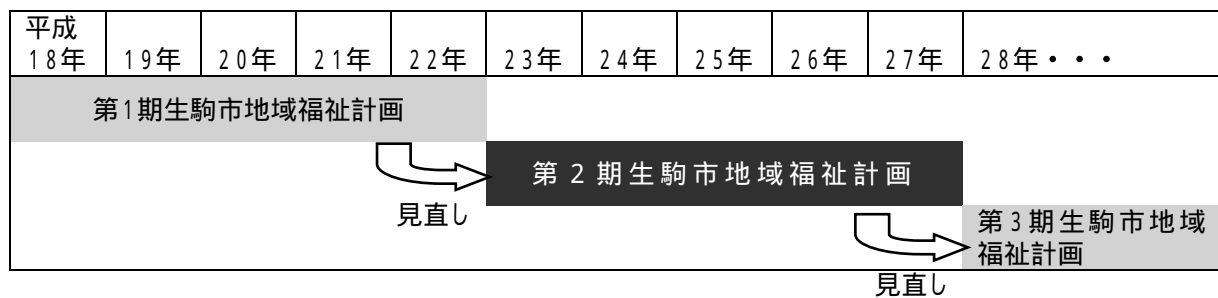
広く市民の意見を集めるため、パブリックコメントを実施しました。

4) 学識経験者、関係団体・機関の代表者、市民委員等からなる会議の設置等

本市の福祉施策を包括する生駒市ハートフルプランを策定するため設置されている、学識経験者、関係団体・機関の代表者、市民委員等で構成されるハートフル委員会及びその中に設けられている地域福祉ワーキンググループで、本計画について検討しました。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は平成23年度から平成27年度の5年間とします。なお、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。





第2章 地域福祉計画の基本的な考え方

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域社会を創造するために、市民一人ひとりがお互いを尊重し、共に支え合い、助け合い、身近な地域においてだれもが安心して暮らせる環境づくりが求められています。

そのため、生駒市地域福祉計画では、以下の基本目標を掲げ、市民一人ひとりが支える側としても、サービスを受ける側としても「主役」となるような、地域福祉の向上をめざします。

(1) 生駒市の地域福祉の基本目標

市民一人ひとりの想いが支える だれもが安心して暮らせるまち いこま

そして、この「市民一人ひとりの想いが支える だれもが安心して暮らせるまち いこま」という基本目標を実現していくために、地域福祉の推進に向けた基本方針を以下のように設定します。

(2) 生駒市の地域福祉の基本方針

従来の地域福祉から、防災や防犯、教育、まちづくり等の分野との連携を深めた地域福祉へ

今までの地域福祉は、地域で支援される人と支援する人という関係の中で、福祉分野に限定した枠組みの中で体制をつくる意識がありました。しかし、地域では個々人の生活課題が複雑化しており、従来の福祉サービスの枠にはまりきらないことが増えてきています。また市民一人ひとりが時には支えられ、時には支える立場で関わっていくことが求められています。全ての地域住民が日々安心して暮らせるよう、防災や防犯、教育、まちづくり等の分野と連携し、住んでいる地域のなかで福祉活動がうまく機能する仕組みづくりを進めます。

地域の実情に応じた多様なニーズへの対応

本市では、「農村地域」、「計画的な宅地開発によりできた住宅地域(開発地域)」、「古くからの住宅と新しい住宅が混在する地域(新旧混在地域)」等、いくつかの異なった地域特性を持ったところがあります。また、市外から転入してきた人が多い地域等もあります。これらの地域特性を踏まえ、地域の実情に応じたニーズを把握し、適切に対応できるよう進めていきます。

地域住民が主体の支え合いの促進

本市においては、時間にゆとりのある団塊の世代が増えています。また、ワークライフバランスの推進で自分が住んでいる地域社会への関心が高まっており、地域に目を向ける人が増えつつあります。

今後一層、地域活動に参加する人を増やし、市民全体で地域を支え合うといった意識を醸成させていきます。さらには、支援を必要とする人と支援する人と一面的にとらえず、それぞれの人ができることを見出し、みんなで支え合うといった意識の醸成を図ります。



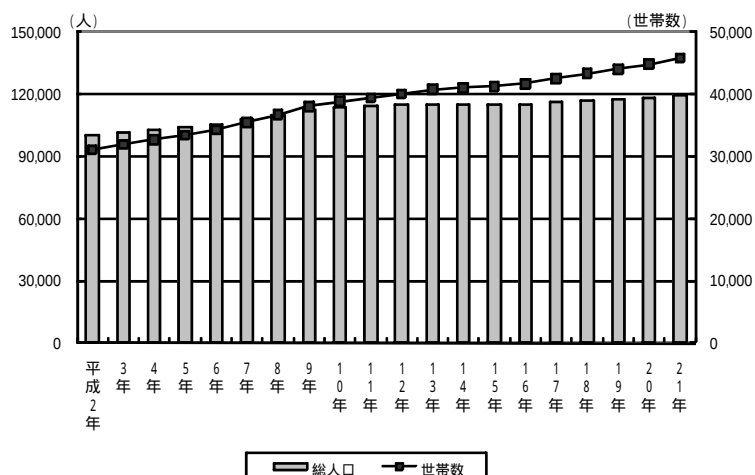
第3章 生駒市の地域福祉計画の現状と課題

(1) 生駒市の人口の状況

1) 総人口、世帯数の推移

総人口、世帯数とも年々増加しています。平成21年では、総人口が119,326人、世帯数が45,846世帯となっています。

図表-1 総人口、世帯数の推移(各年10月1日現在)

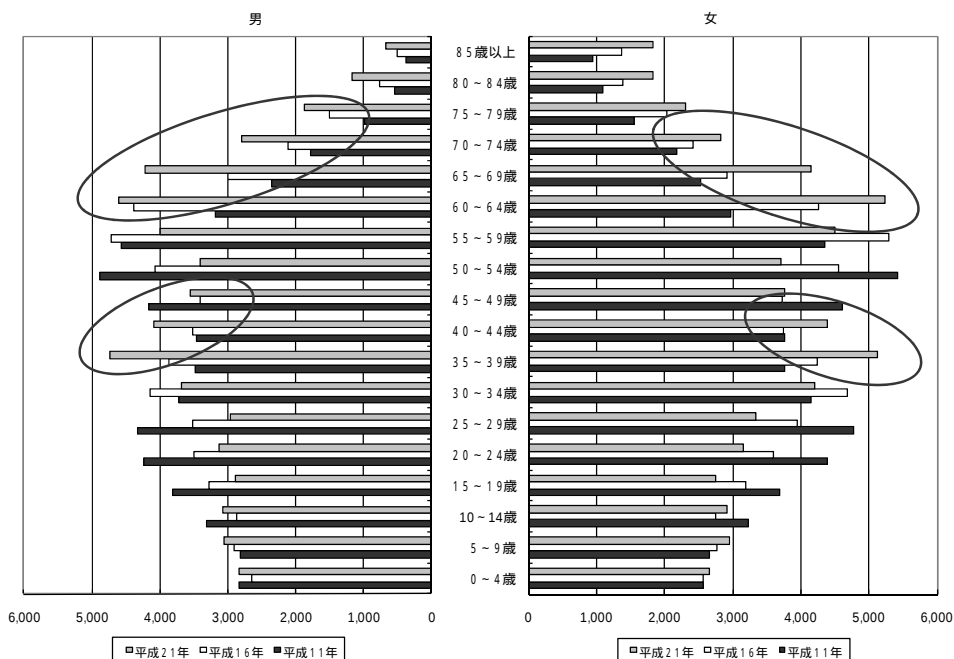


資料:住民基本台帳

2) 生駒市の人口構造の変化

男女別の5歳階級別人口の推移をみると、平成11年から平成21年にかけて、60歳以上の男女、35～44歳の男女が増加していますが、特に60歳代の男女が大幅に増加しています。一方、15～29歳の男女が年々減少しています。

図表-2 男女別 5歳階級別人口の推移(各年10月1日現在)



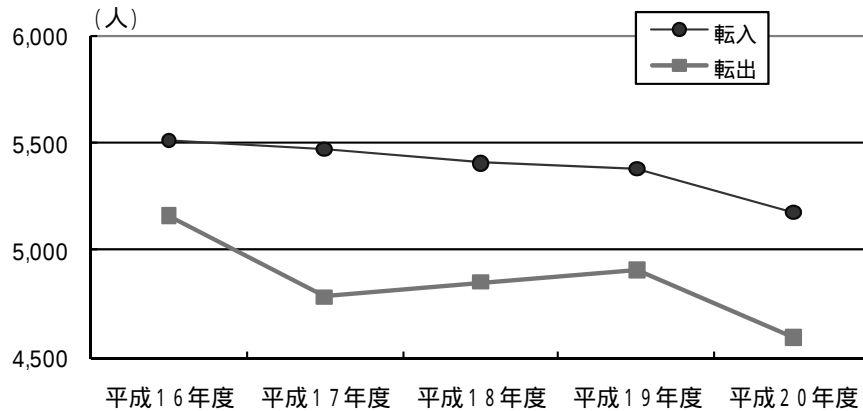
資料:住民基本台帳

3) 生駒市の転入・転出の状況

市内の転入・転入人口の推移をみると、毎年、転入人口が転出人口を上回っています。

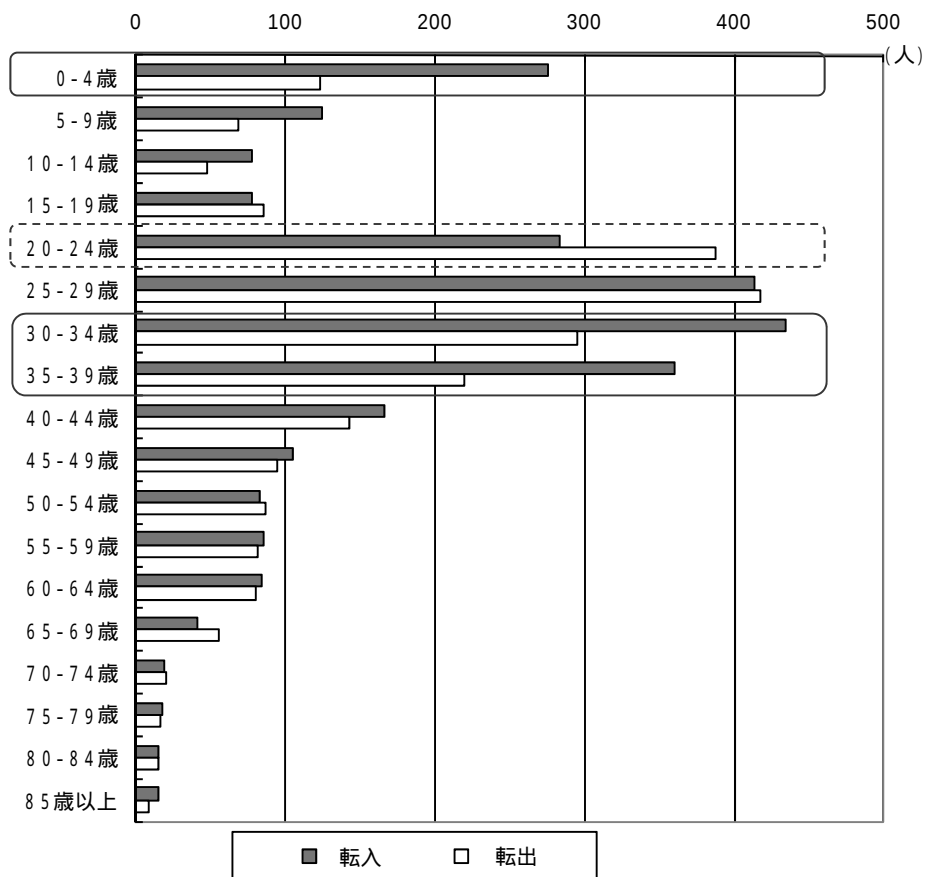
また、直近の1年間における年齢階級別の転入・転出の状況をみると、30歳台、0-4歳は転入が転出を大幅に上回っています。一方、20-24歳は転出が転入を大幅に上回っており、この1年間では、小さい子どものいる世帯の転入が多いことが推測されます。

図表-3 転入・転出の推移(各年10月1日現在)



資料:住民基本台帳

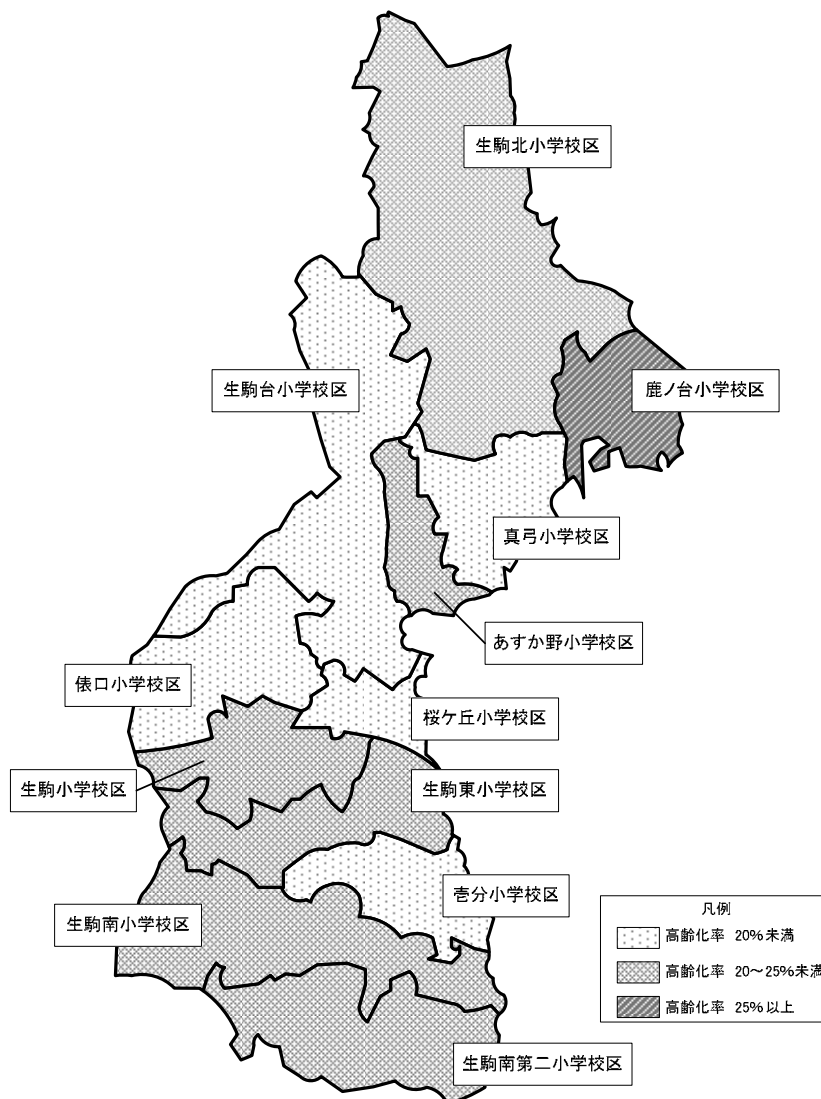
図表-4 直近1年間における転入・転出の状況



4) 小学校区別の高齢化率

小学校区別の高齢化率をみると、鹿ノ台小学校区では高齢化率が25%を超えていますが、それ以外の生駒北小学校区、あすか野小学校区、生駒小学校区、生駒東小学校区、生駒南小学校区、生駒南第二小学校区は概ね20%台前半となっています。一方、生駒台小学校区、真弓小学校区、俵口小学校区、桜ヶ丘小学校区、壺分小学校区では高齢化率は20%未満となっています。

図表-5 小学校区別の高齢化率(22年4月1日現在)

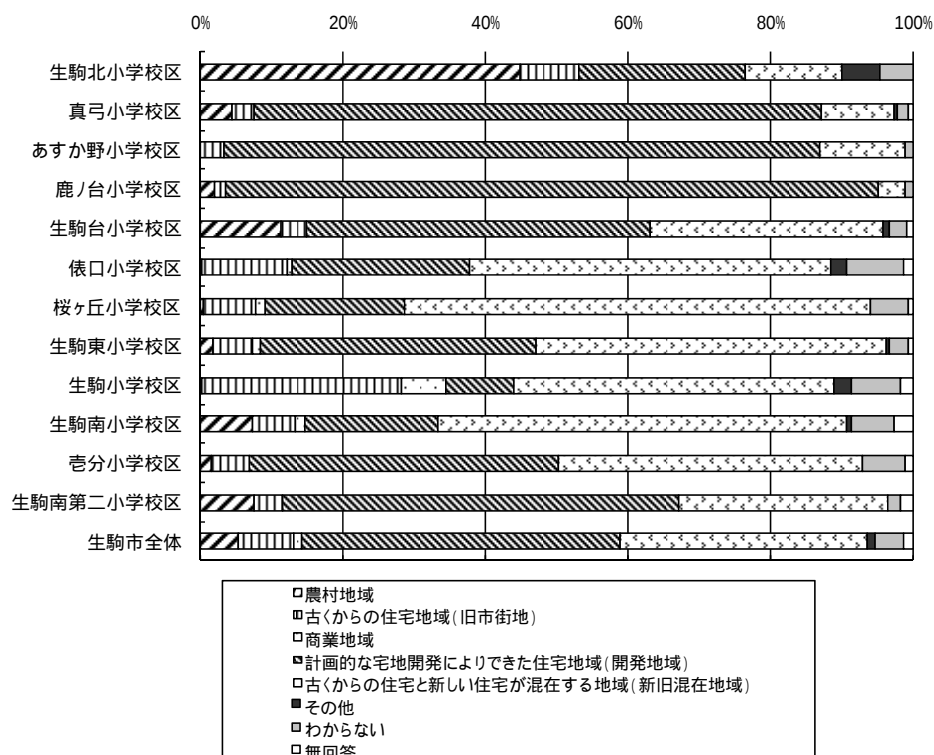


(2) 住民アンケートからみた生駒市の状況

1) 小学校区別の地域特性

住民アンケートから小学校区別の地域特性をみると、「生駒北小学校区」は「農村地域」をあげる人が約半数となっています。「真弓小学校区」や「あすか野小学校区」、「鹿ノ台小学校区」、「生駒南第二小学校区」では「計画的な宅地開発によりできた住宅地域(開発地域)」をあげる人が半数以上を占めています。それ以外の小学校区では、「計画的な宅地開発によりできた住宅地域(開発地域)」、「古くからの住宅と新しい住宅が混在する地域(新旧混在地域)」をあげる人が多くなっています。総じて、市内の大半の地域では、開発地域や新旧混在地域であるといえます。

図表-6 小学校区別の地域特性

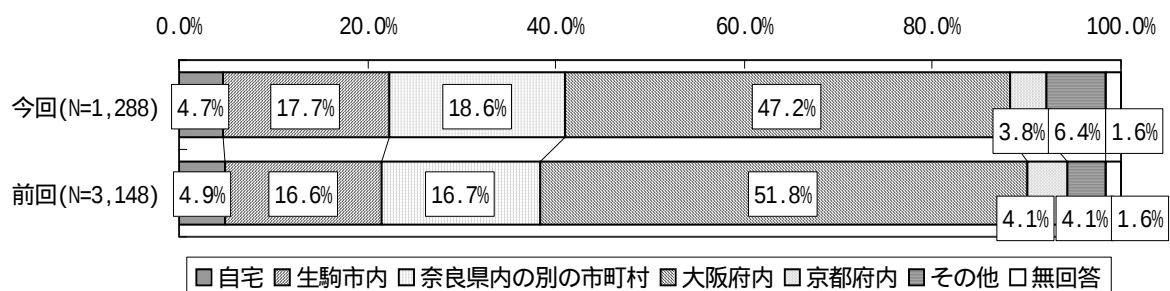


資料:住民アンケート(平成21年度実施)

2) 勤務・通学先

住民アンケートから勤務・通学先をみると、約半数が「大阪府内」となっています。それ以外では、「奈良県内の別の市町村」(18.6%)、「生駒市内」(17.7%)が多くなっています。

図表-7 勤務・通学先

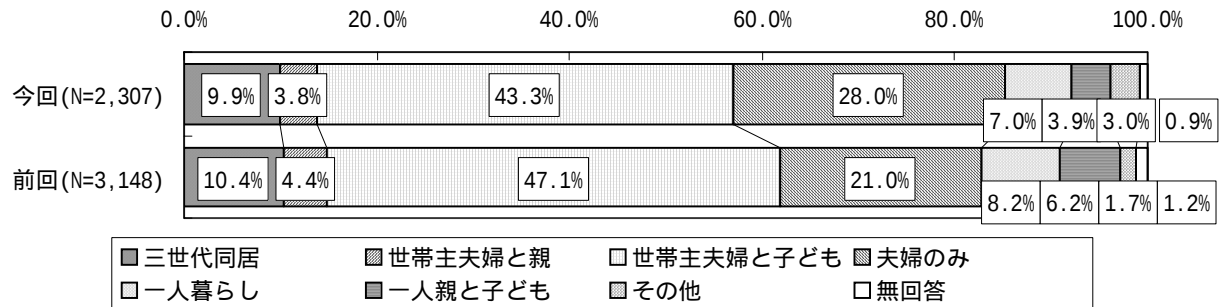


資料:住民アンケート(平成21年度実施)

3) 家族構成

住民アンケートから家族構成をみると、「世帯主夫婦と子ども」が43.3%で最も多く、次いで、「夫婦のみ」(28.0%)となっています。

図表-8 家族構成

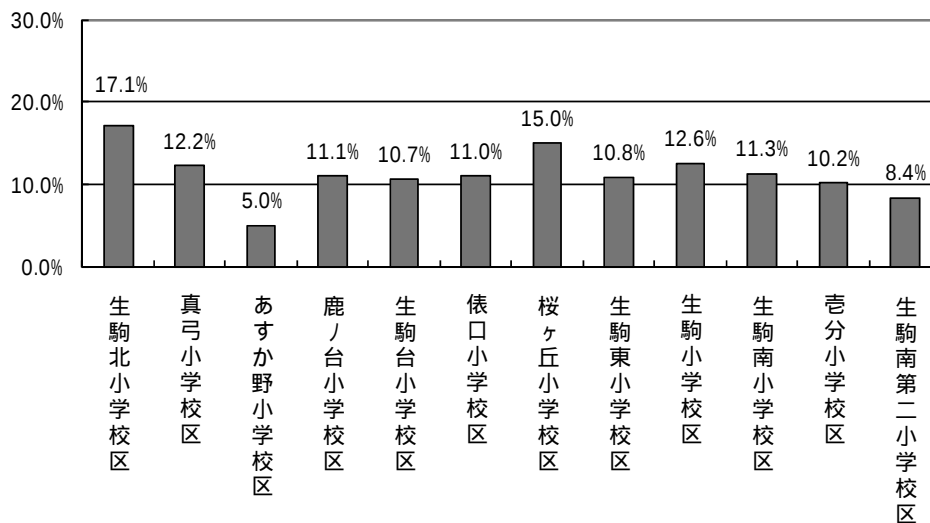


資料:住民アンケート(平成21年度実施)

4) 小学校区別の高齢要介護者や障がい者のいる世帯の割合

小学校区別の高齢要介護者や障がい者のいる世帯の割合をみると、生駒北小学校区、桜ヶ丘小学校区では、高齢要介護者や障がい者のいる世帯の割合がほかの小学校区に比べて高い一方で、あすか野小学校区ではほかに比べて低くなっており、小学校区によってややばらつきがみられます。

図表-9 小学校区別の高齢要介護者や障がい者のいる世帯の割合



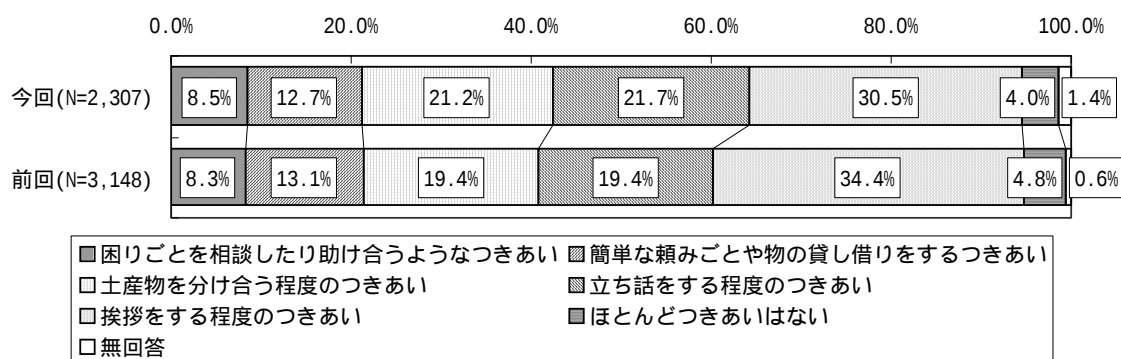
資料:住民アンケート(平成21年度実施)

5) 近所づきあいや地域活動等への参加状況

近隣のつきあい

住民アンケートから近隣のつきあいをみると、比較的親密なつきあいは約 21%にとどまり、約半数が「挨拶をする程度のつきあい」、「立ち話をする程度のつきあい」となっています。

図表-10 近隣のつきあい



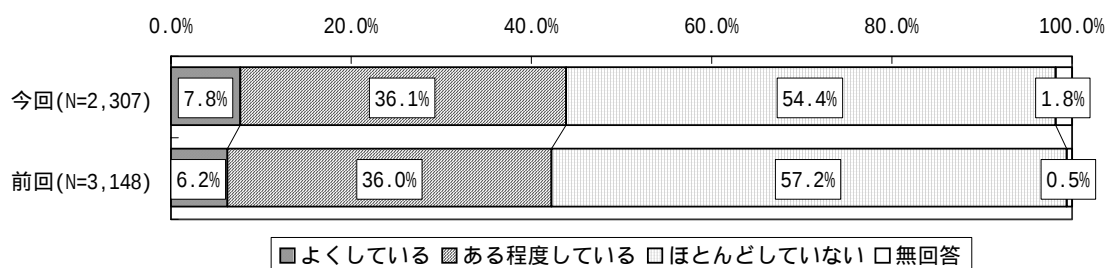
資料:住民アンケート(平成21年度実施)

地域の行事や活動への参加状況

住民アンケートから地域の行事や活動をみると、参加している人が43.9%います。小学校区別にみると、生駒北小学校区、生駒南小学校区では、参加している人が半数を超えています。一方、桜ヶ丘小学校区では、参加していない人の割合がほかの小学校区に比べて高くなっています。

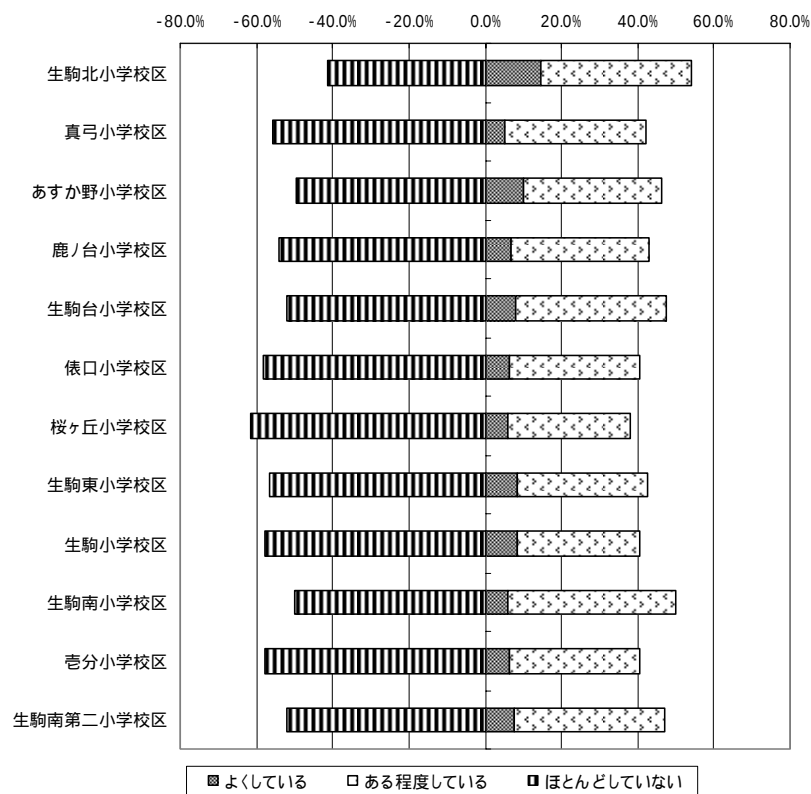
参加している行事や活動では、「自治会の行事」が71.8%で最も多く、次いで、「趣味や娯楽の集まり」(25.4%)、「スポーツ団体・クラブの活動」(14.5%)、「老人クラブの活動」(12.8%)、「地域の伝統行事」(同率で13.0%)、「ボランティア」(12.8%)等となっています。前回と比較すると、「趣味や娯楽の集まり」が6.7ポイント増加し、逆に「自治会の行事」が3.8ポイント減少しています。一方、「ほとんどしていない」人が54.4%と半数を超えています。参加していない理由については、「忙しい(時間がない)から」が45.7%で最も多く、次いで、「関心のある行事・活動がないから」(25.1%)、「どのような行事・活動があるか情報を知らないから」(20.2%)等となっています。

図表-11 地域の行事や活動への参加状況



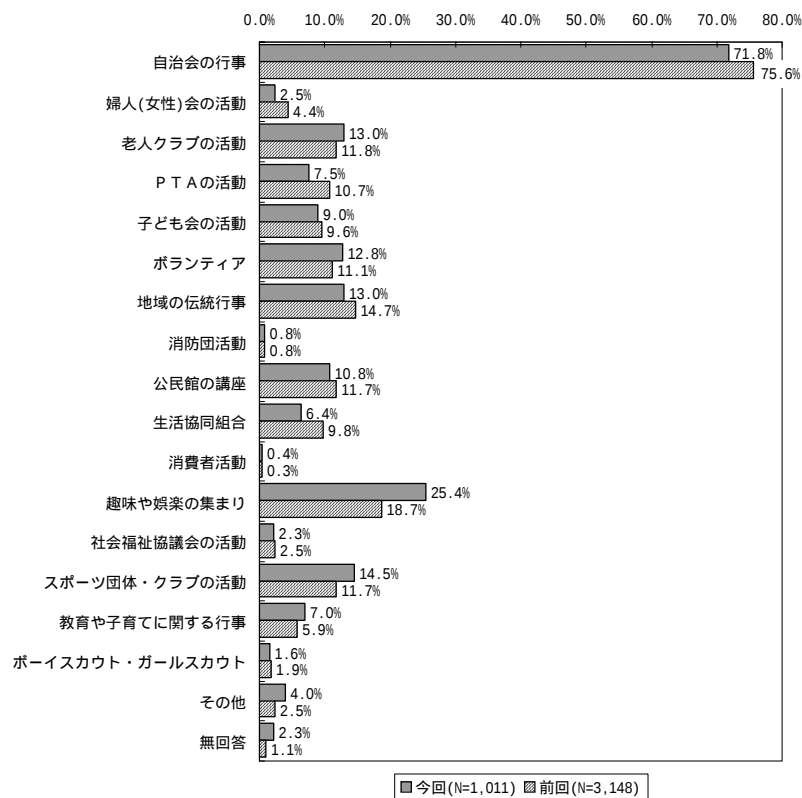
資料:住民アンケート(平成21年度実施)

図表-12 小学校別 地域の行事や活動への参加状況



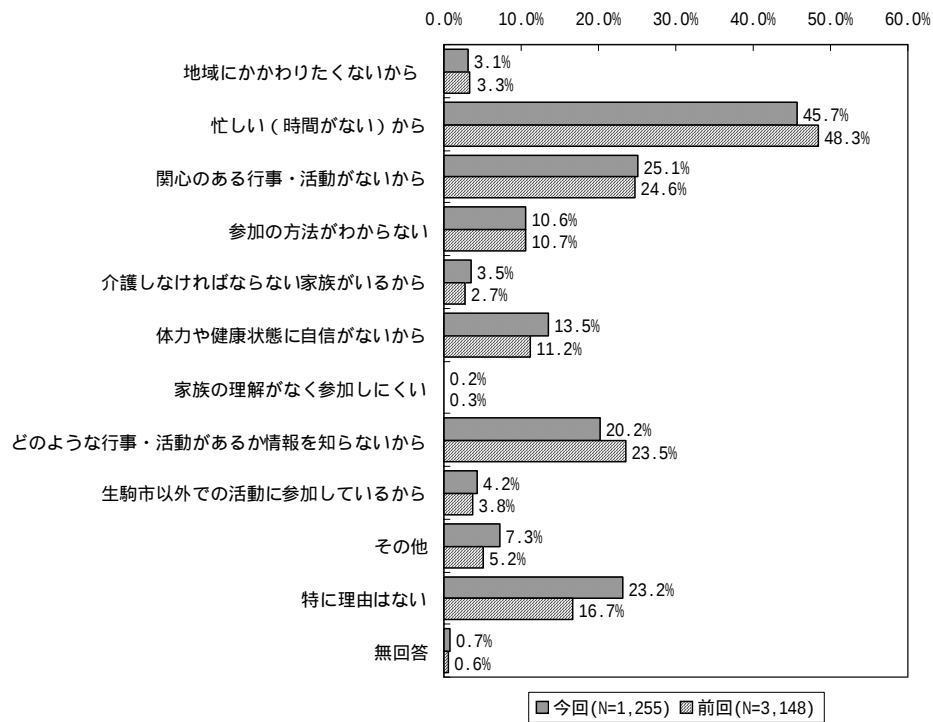
資料:住民アンケート(平成21年度実施)

図表-13 参加している行事や活動



資料:住民アンケート(平成21年度実施)

図表-14 参加していない理由

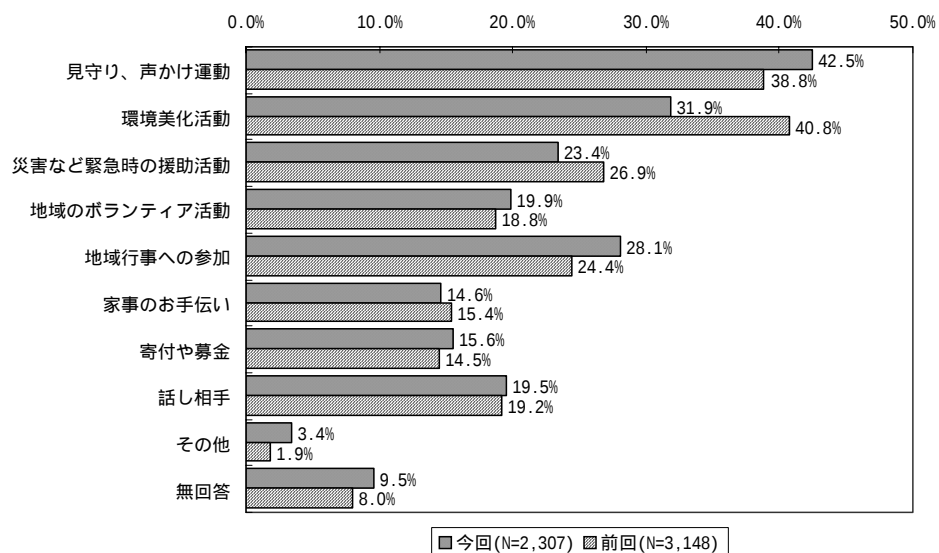


資料:住民アンケート(平成21年度実施)

自分ができる地域活動

住民アンケートから自分ができる地域活動をみると、「見守り、声かけ運動」が42.5%で最も多く、次いで、「環境美化活動」(31.9%)、「地域行事への参加」(28.1%)、「災害など緊急時の援助活動」(23.4%)等となっています。

図表-15 自分ができる地域活動



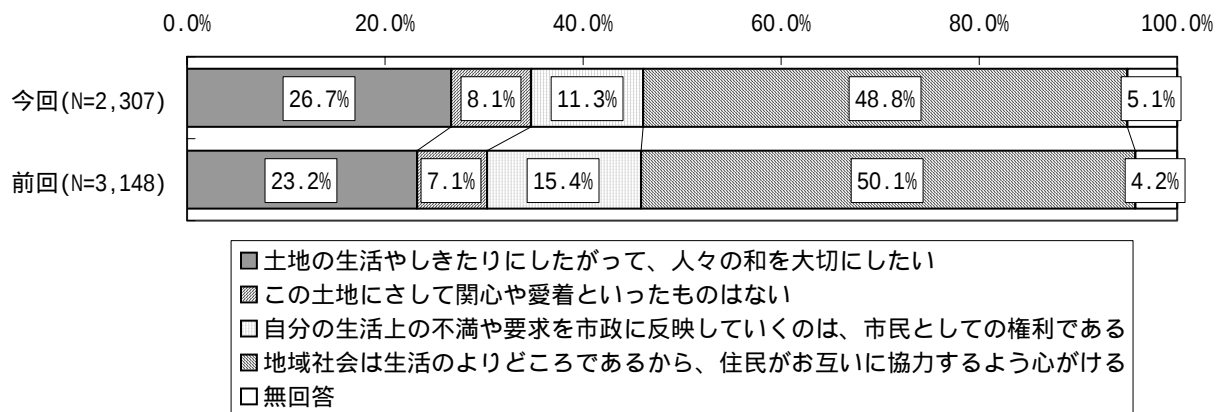
資料:住民アンケート(平成21年度実施)

6) 地域生活のありかた

住民アンケートから地域生活のありかたをみると、前回と同様、「地域社会は生活のよりどころであるから、住民がお互いに協力するよう心がける」が48.8%で最も多く、次いで、「土地の生活やしきたりにしたがって、人々の和を大切にしたい」(26.7%)となっています。

前回と比較すると、「土地の生活やしきたりにしたがって、人々の和を大切にしたい」と「この土地にさして関心や愛着といったものはない」の2項目がやや増加しています。

図表-16 地域生活のありかた

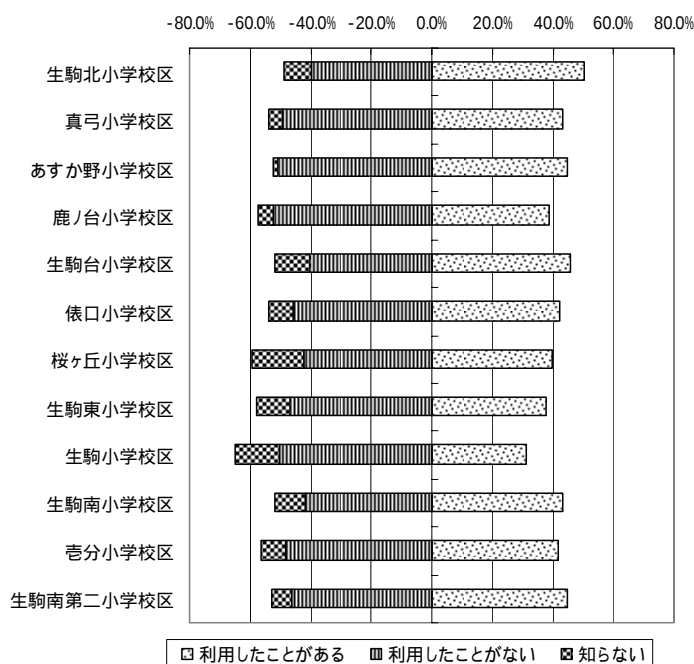


資料:住民アンケート(平成21年度実施)

7) 小学校区別の地域の集会所の利用状況・認知状況

小学校区別の地域の集会所の利用状況をみると、生駒北小学校区はほかの小学校区に比べて、利用したことがある人の割合がやや高い。一方、生駒小学校区では知っているが利用したことがない人の割合が、桜ヶ丘小学校区では知らない人の割合がほかに比べて高くなっています。

図表-17 地域生活のありかた



資料:住民アンケート(平成21年度実施)

8) 身近な地域の課題

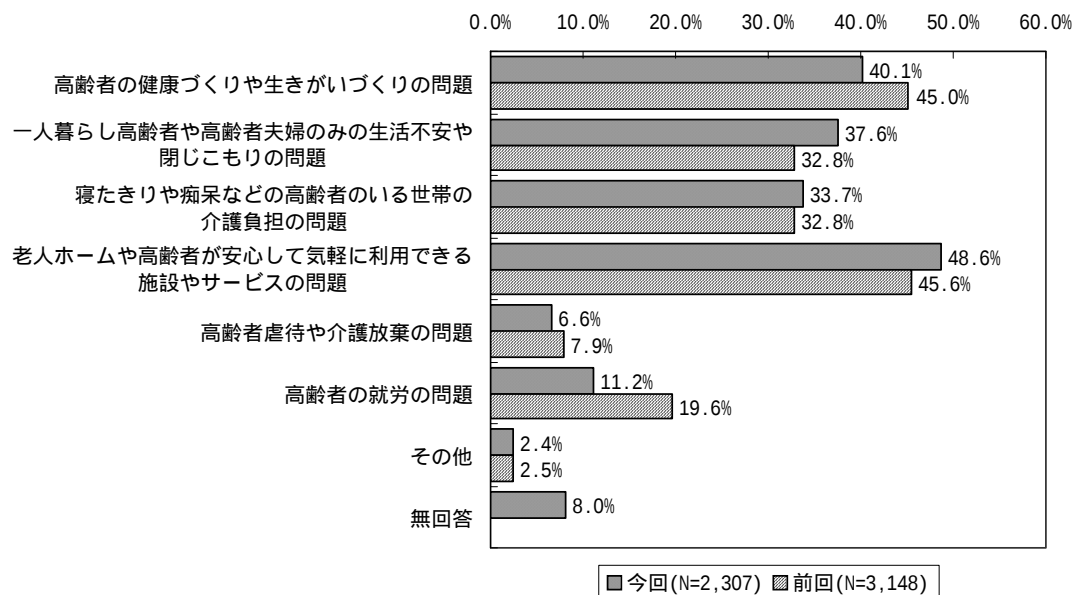
住民アンケートから身近な地域の課題として住民の関心の高いものは、高齢者分野では、前回と同様、「老人ホームや高齢者が安心して気軽に利用できる施設やサービスの問題」が48.6%で最も多く、次いで、「高齢者の健康づくりや生きがいの問題」(40.1%)、「一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの生活不安や閉じこもりの問題」(37.6%)となっています。

また、児童・子育て分野では、「働く親の条件にあった保育所や学童保育の問題」が40.6%で最も多く、次いで、「子どもが安心して遊べる場所(児童公園、広場など)の問題」(35.2%)、「子どもの非行やいじめの問題」(28.6%)となっています。

障がい児・者分野では、「障がい児・者に対する周囲の理解や交流の問題」が33.4%で最も多く、次いで、「障がい児・者のいる世帯の介護負担の問題」(32.0%)、「障がい児・者が利用できる身近な生活施設の問題」(22.4%)となっています。

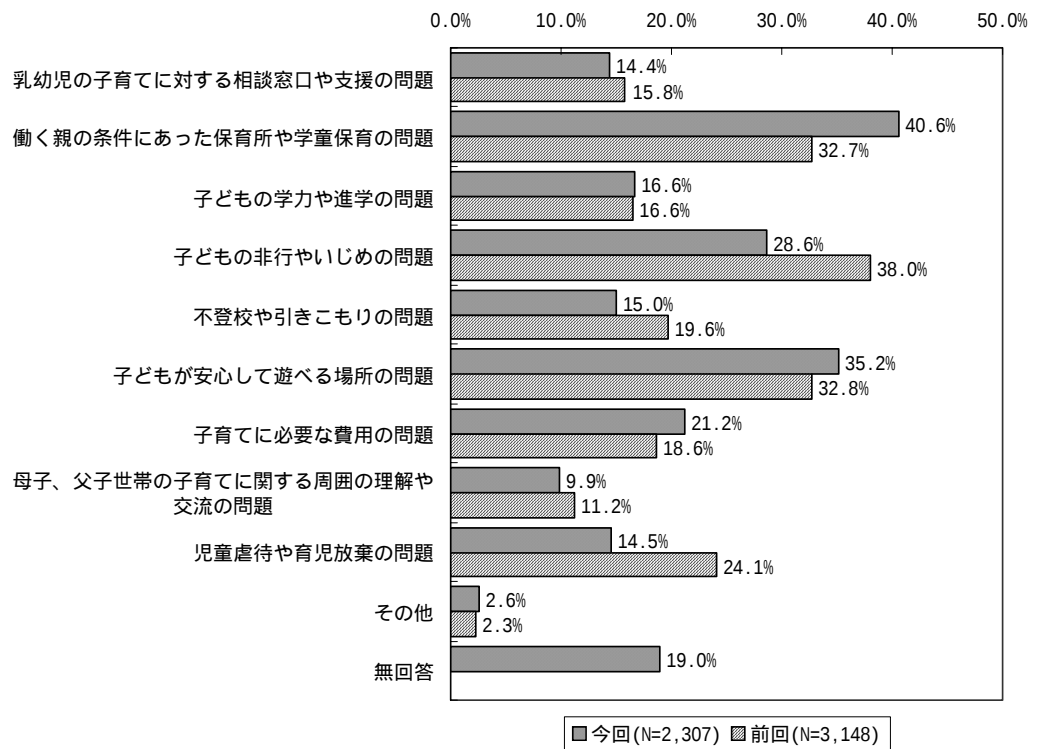
生活全般では、「休日や夜間、救急時の診療体制の問題」が58.0%で最も多く、次いで、「交通や買い物などの生活が不便なこと」(20.1%)、「不況によるリストラの不安」(18.4%)となっています。

図表-18 身近な地域の課題【高齢者分野】



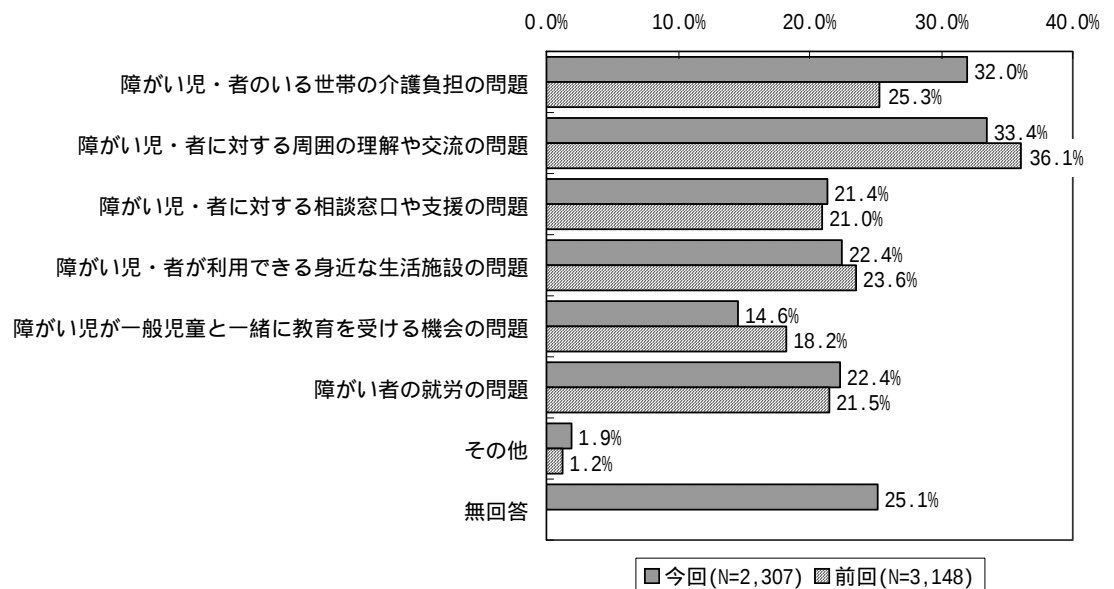
資料:住民アンケート(平成21年度実施)

図表-19 身近な地域の課題【児童・子育て分野】



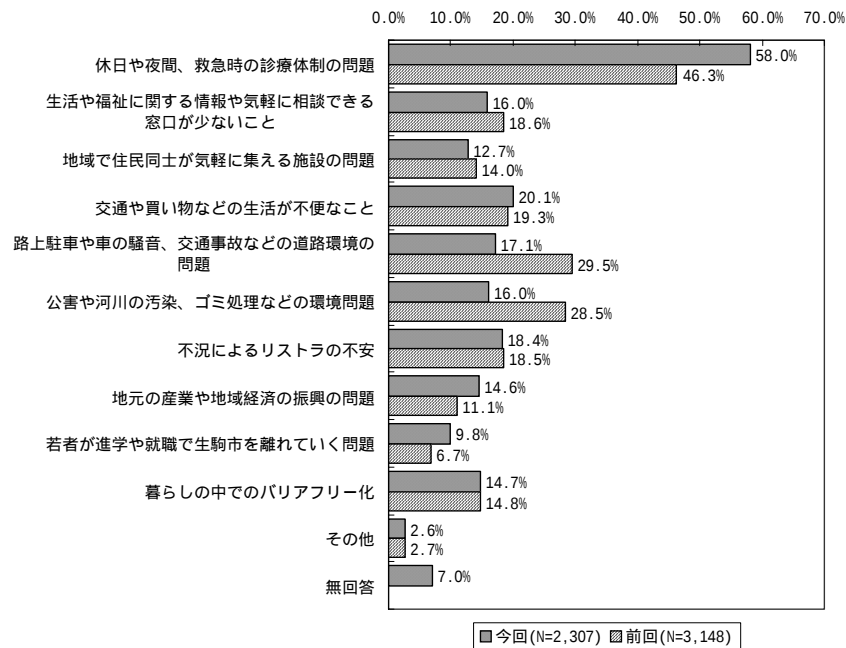
資料:住民アンケート(平成21年度実施)

図表-20 身近な地域の課題【障がい児・者分野】



資料:住民アンケート(平成21年度実施)

図表-21 身近な地域の課題〔生活全般〕

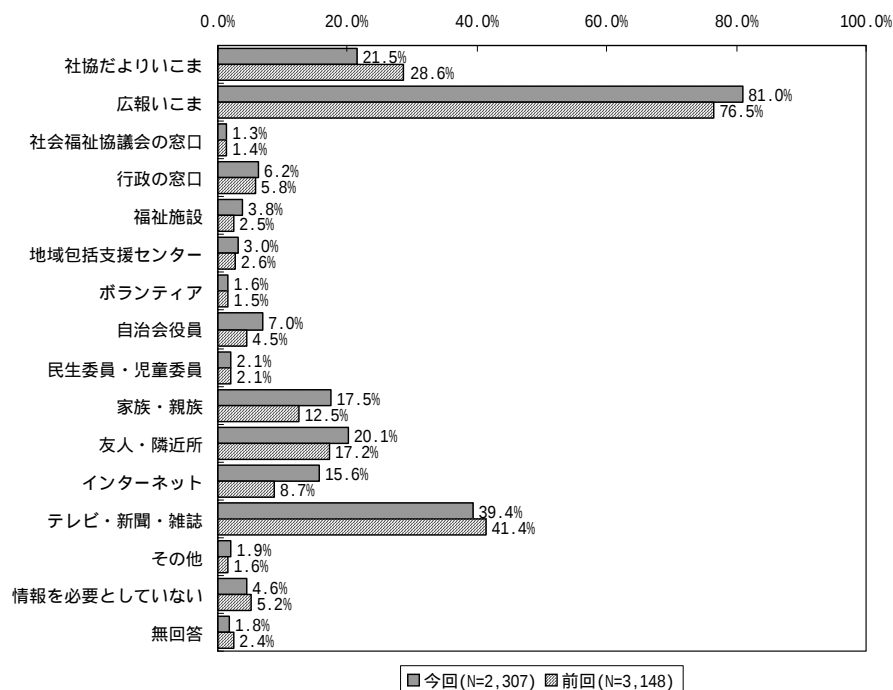


資料：住民アンケート(平成21年度実施)

9) 福祉に関する情報の入手方法

住民アンケートから福祉に関する情報の入手方法をみると、前回と同様、「広報いこま」が81.0%で最も多く、次いで、「テレビ・新聞・雑誌」(39.4%)、「社協だよりいこま(社会福祉協議会の広報紙)」(21.5%)となっています。前回と比較すると、「広報いこま」や「家族・親族」「インターネット」等が増加し、「社協だよりいこま(社会福祉協議会の広報紙)」は減少しています。

図表-22 福祉に関する情報の入手方法

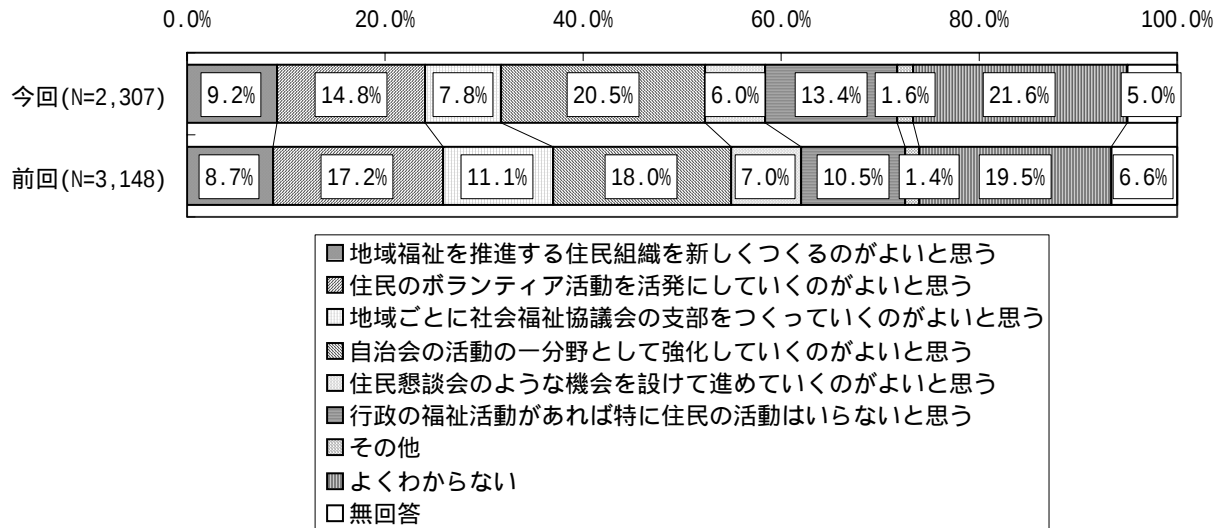


資料：住民アンケート(平成21年度実施)

10) 福祉活動の推進のための方法

住民アンケートから福祉活動の推進のための方法をみると、前回と同様、「よくわからない」が21.6%で最も多く、次いで、「自治会の活動の一分野として強化していくのがよいと思う」(20.5%)、「住民のボランティア活動を活発にしていくのがよいと思う」(14.8%)となっています。

図表-23 福祉活動の推進のための方法

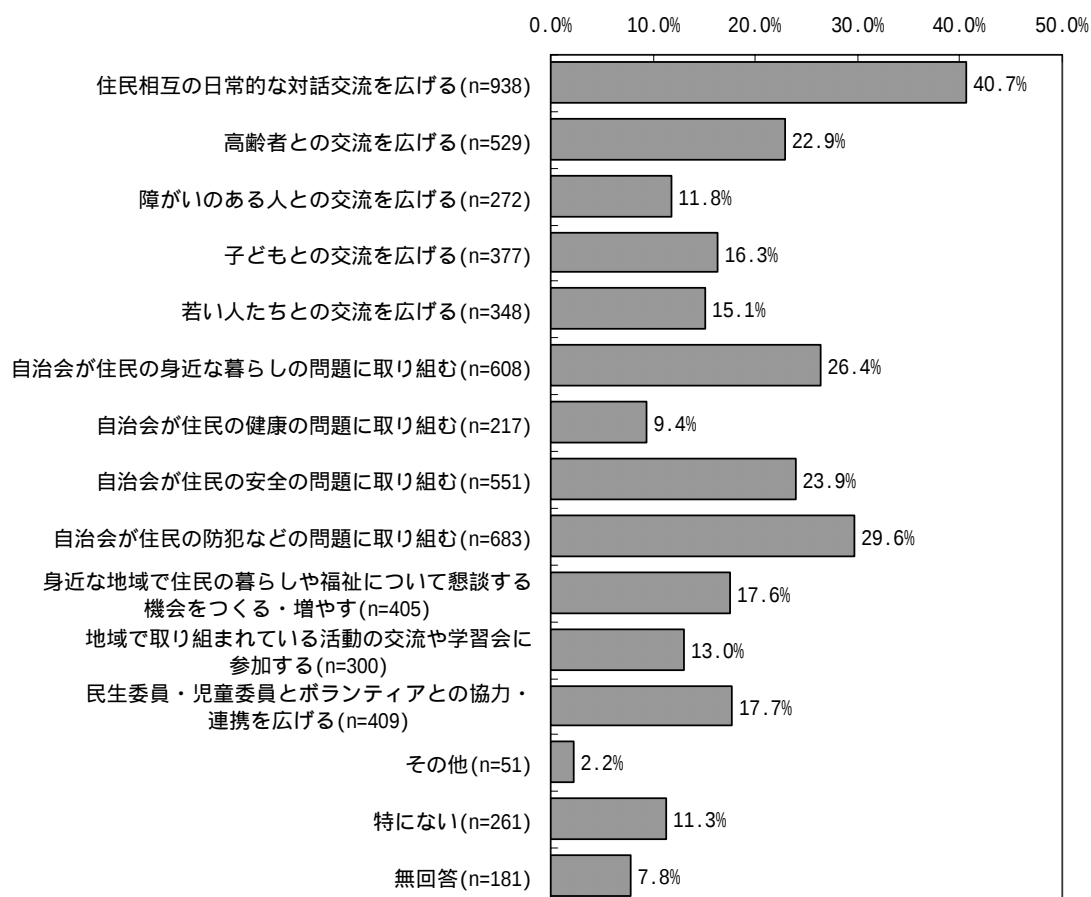


資料: 住民アンケート(平成21年度実施)

11) 住民と行政とが協力して地域福祉活動を進めるうえでの課題

住民アンケートから住民と行政とが協力して地域福祉活動を進めるうえでの課題として、住民が主体的に取り組むことをみると、「住民相互の日常的な対話交流を広げる」が40.7%で最も多く、次いで、「自治会が住民の防犯などの問題に取り組む」(29.6%)、「自治会が住民の身近な暮らしの問題に取り組む」(26.4%)となっています。

図表-24 住民と行政とが協力して地域福祉活動を進めるうえでの課題



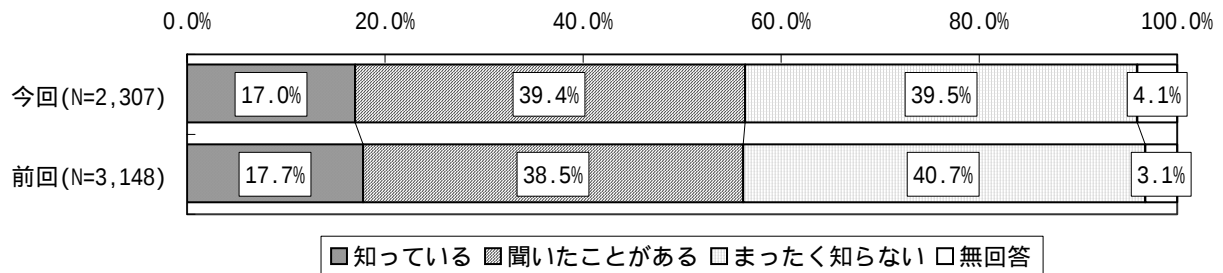
資料: 住民アンケート(平成21年度実施)

12) 社会福祉協議会に対する認識

社会福祉協議会の認知度

住民アンケートから社会福祉協議会の認知度をみると、前回と同様、「まったく知らない」が39.5%で最も多く、次いで、「聞いたことがある」(39.4%)「知っている」(17.0%)となっており、8割近くが社会福祉協議会についてほとんど知らない状況になっています。

図表-25 社会福祉協議会の認知度

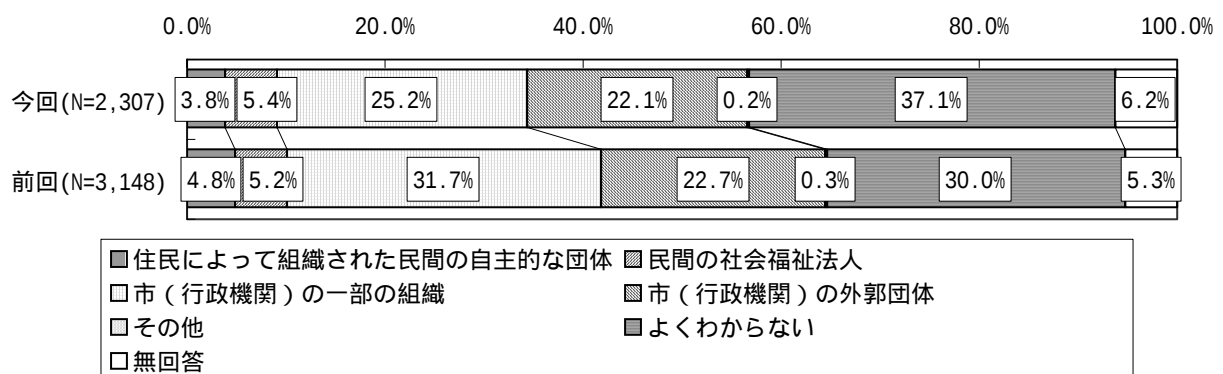


資料: 住民アンケート(平成21年度実施)

社会福祉協議会の組織イメージ

住民アンケートから社会福祉協議会の組織イメージをみると、前回と同様、「よくわからない」が37.1%で最も多く、次いで、「市(行政機関)の一部の組織」(25.2%)「市(行政機関)の外郭団体」(22.1%)となっています。

図表-26 社会福祉協議会の組織イメージ

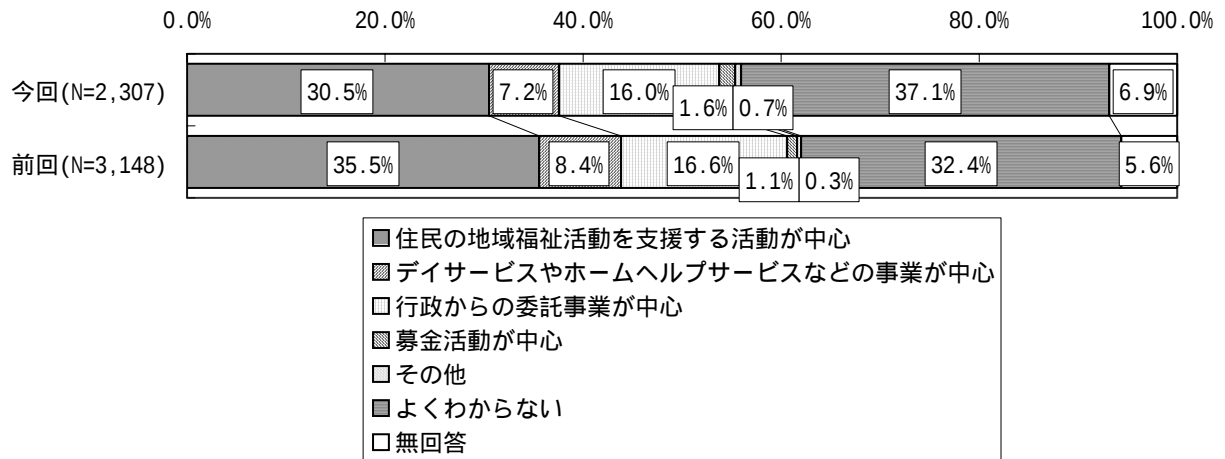


資料: 住民アンケート(平成21年度実施)

社会福祉協議会の活動イメージ

住民アンケートから社会福祉協議会の活動イメージをみると、「よくわからない」が37.1%で最も多く、次いで、「住民の地域福祉活動を支援する活動が中心」(30.5%)、「行政からの委託事業が中心」(16.0%)となっています。

図表-27 社会福祉協議会の活動イメージ

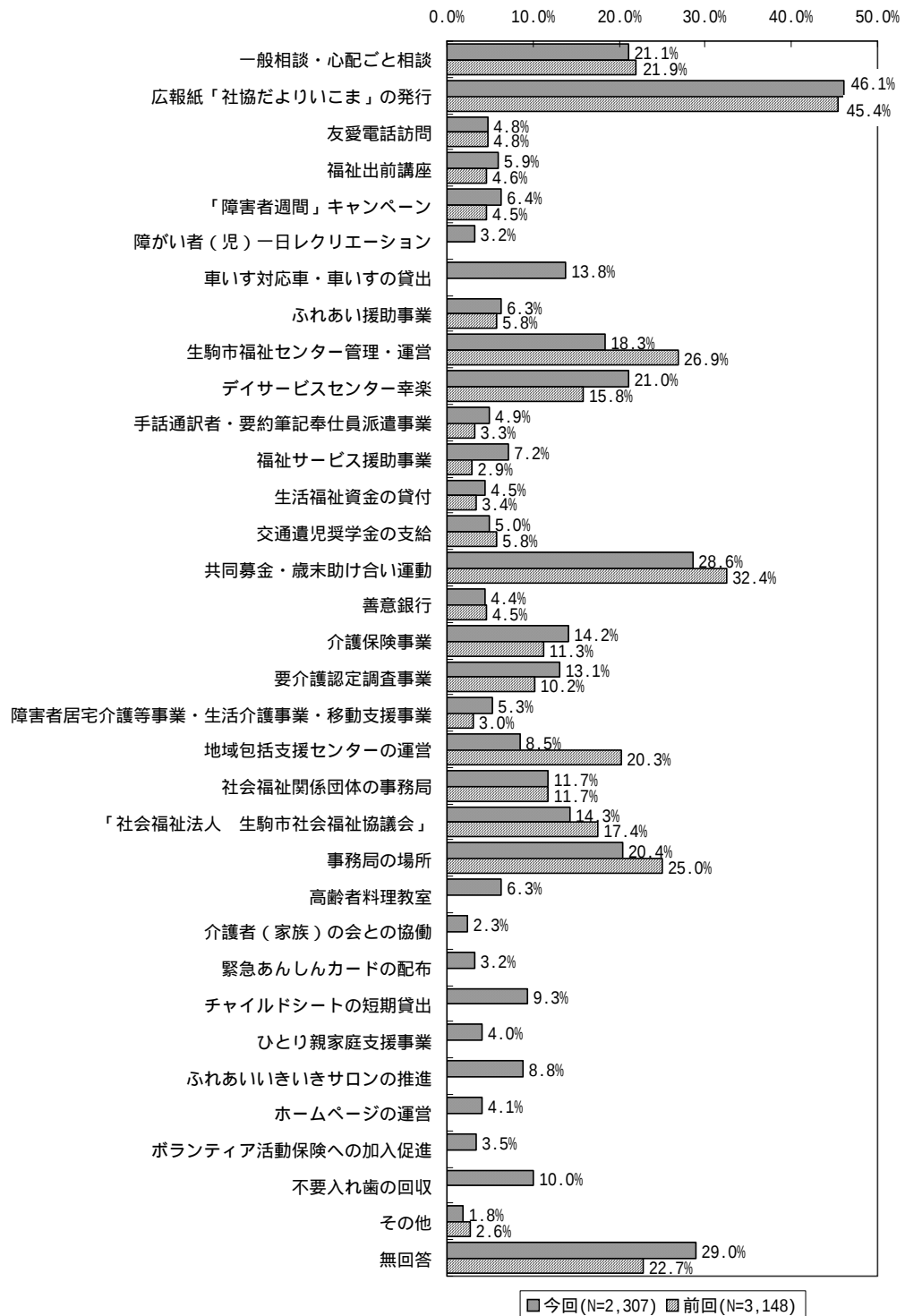


資料:住民アンケート(平成21年度実施)

生駒市社会福祉協議会の名称・所在地・事業の認知度

住民アンケートから生駒市社会福祉協議会の名称・所在地・事業の認知度をみると、「広報紙『社協だよりいこま』の発行」が46.1%で最も多く、次いで、「共同募金・歳末助け合い運動」(28.6%)、「一般相談・心配ごと相談」(21.1%)、「デイサービスセンター幸楽」(21.0%)、「事務局の場所」(20.4%)となっています。

図表-28 生駒市社会福祉協議会の名称・所在地・事業の認知度



資料:住民アンケート(平成21年度実施)

(3) 関係団体ワークショップ等で出された主な意見

関係団体のワークショップ等では、３つのテーマについてご意見をいただきました。主な意見は以下のとおりです。

地域課題	利用しやすいサービスの提供	○ 各種手続きについて ・手続きが煩雑であり、申請書の書き方等を教えてくれる等のシステムがほしい。 ○ 相談について ・地域でだれにも相談できず困っている人がいるため、相談機関のPRを継続して行う必要がある。 ・障がい分野ではその特性から専門的な相談対応が必要であり更なる相談機関の充実が必要である。 ・相談機関のネットワークを強化する必要がある。 ○ 情報提供について ・団体所属者等以外については、情報が届きにくくなっているのではないか。 ・制度が周知されておらず、十分に使えていない人がいる。 ○ サービスについて ・高齢者関連サービスが不足している。 ・新興住宅地等人口が増えているところについては、民生・児童委員が不足気味で、子育て支援がやや手薄となっている。 ○ 防災の取り組みについて ・防災リーダー等の養成が進んでいない。 ・地域住民全体が参加する防災活動を進める必要がある。 ○ その他 ・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業に関する啓発を継続して行う必要がある。 ・市内の施設や道路等でバリアフリーとなっていないところがいまだに多い。
	質の高いサービスの供給	○ 現状把握について ・サービスが必要な人を確実に把握することが重要である。 ○ 福祉人材の確保・育成について ・現在もさまざまなところで、人材育成を行っているが、今後更に人材育成の裾野を広げる取り組みをしていく必要がある。 ・ガイドヘルパーや精神障がい者専門のヘルパーを増やしてほしい。 ・多様な市民ニーズに対応するためには更なるボランティアの育成が必要である。また、子ども等、次代の育成も重要である。 ○ サービスの量の確保 ・サービスはあるが供給量が不足している。きちんとしたサービスを提供するには、もっと供給量を増やす必要がある。 ○ 活動の場について ・(有料化等に伴い)ボランティア団体等の活動の場の確保がたいへんである。 ・サロンの集会所の充実が必要である。
	市民参加	○ ネットワーク・バックアップ/事業の見直しについて ・自治会役員が交代しても、相談に乗れる程度の知識を持つ必要がある。 ・各種事業の内容の見直しを共同で行うことで、地域の負担が減るのではないか。 ○ 啓発、PRについて ・市民が福祉活動に興味を持ってもらえるよう、活動のPRや啓発を更に充実するべきである。 ・地域住民の地域活動等への関心が薄れてきているのではないか。 ○ 地域でのつながり ・旧住民と新住民との交流が希薄化している。 ・自治会の役員等を引き受けない、その他各種会に参加しない人が増えている。

地域福祉における 生駒市の強み	・市内には学者等専門家が潜在している。 ・意識の高い人が多い。また、ボランティア活動をしている人が多い。 ・団塊の世代が多く、今後の活動に期待ができる。 ・各種サービスは多い。 ・学習の場が多い。 ・住環境が良い。
具体的な取り組みの提案	○地域のつながりの強化 ・行政・地域の協働の仕組みをつくる。 ・継続的な自治会への専門機関のフォローを強化する。 ・福祉に限定しない地域ネットワークを構築する。 ○地域活動への参加者の増加 ・地域活動やボランティア活動の情報発信を行い、広く知ってもらう。 ・さまざまな機会を通じて参加を呼びかけ、市民の意識を高める。 ・地域活動等のコーディネータを養成する。 ○相談窓口の強化 ・福祉の何でも相談窓口を設ける。 ○サポート人材の確保 ・生活支援や見守りスタッフ・ボランティアの養成。 ○地域での防災活動の活性化 ・防災リーダーの育成。 ・ほかの行事等と合同で行うことでの、地域での防災活動への参加者の増加。

(4) 前期計画の取り組みの評価

本市においては、前期計画の3つの基本方針をもとに各種施策を進めてきました。各方針に基づく取り組み状況は以下のとおりです。

市民の視点に立った利用しやすいサービスの提供をめざして

< 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 >

前期計画の方針

子どもから高齢者、障がいを持った人等、本市で暮らす誰もが安心して保健・福祉サービスを利用できるように、身近な地域における相談体制の充実や受け取りやすい情報の提供、サービス利用者の権利擁護等、市民の視点に立って、サービスを利用しやすい環境づくりを進めます。

本市においては、市民の福祉サービスに関する相談窓口として、子ども関連では地域子育て支援センター、高齢者では地域包括支援センター、障がい者では障がい者・生活支援センター等があり、日常的な相談から専門的な相談までさまざまな相談に対応できる仕組みを整えてきました。しかし、まだまだ認知度が低いということもあり、どこに相談をしてよいか分からないといった声もきかれます。各種相談窓口については、認知度をより一層高め、必要な人に適切な情報提供を行ったり、サービス提供につなげていくことが重要です。

また、本市においては、さまざまな媒体を通じて情報提供を行っています。前述にもあげましたが、福祉に関する情報の入手方法は、前回と同様、大半が「広報いこま」となっています。今後も、広報いこまの情報発信を充実させるとともに、現在実施しているさまざまな媒体を通じた情報提供について周知を行い、市民が必要な時に適切な情報

を入手できるよう、受け取りやすく、わかりやすい情報提供を進めていく必要があります。

質の高い地域福祉サービスの提供の供給をめざして
＜地域における社会福祉を目的とする健全な事業の発達＞

前期計画の方針

保健・福祉サービスの担い手の多様化により、提供されるサービスも多様化しています。その中で、市民一人ひとりが、生活状況に応じた、質の高い福祉サービスを楽しめるよう、専門的な知識・技能、設備を有するサービスの供給体制の充実を図るとともに、多様な福祉ニーズに対して柔軟に対応できるように、関係機関や団体等の連携を図り、縦割りではなく、総合的なサービスを提供します。

市民一人ひとりが、生活状況に応じた、質の高い福祉サービスを楽しめるよう、地域包括支援センターや地域密着サービス等、専門的な知識・技能、設備を有するサービスの供給体制の充実を行ってきています。また、市民が主体となって活動している地域福祉団体の活動も数多くあります。しかし一方で、関係団体ワークショップ等の意見では、現在の活動から、多様で複雑化するニーズに対応していくためには、各団体等が連携を図りながら、複合的にサービスを提供することが必要となっており、そのコーディネート機能がまだまだ弱く、強化が必要という声も聞かれました。

市民一人ひとりが支える地域福祉をめざして
＜地域福祉に関する活動への市民参加の促進＞

前期計画の方針

これからの地域福祉の担い手は、生駒に暮らす市民となります。今後、市民に対する人権意識の啓発や地域福祉の考え方の周知を積極的に進めることにより、市民の地域福祉活動に対する意識の醸成及び参加の促進を図ります。さらに市民の地域福祉活動への支援、活動主体の育成を進めることにより、活動内容の質の向上や人材の育成を図ります。また、地域間及び分野間の活動の連携を促進するため、各団体のネットワーク化を推進し、本市全体で地域福祉を実現します。

前述にもあげましたが、アンケート調査や関係団体のワークショップにおいて、本市はボランティア活動が盛んであり、地域福祉活動への関心が高い人が多いと思われます。しかし、実際には、地域活動等に参加している人が少なかったり、地域福祉活動より、趣味活動等へ関心がシフトしてきているという声も聞かれます。子どもから高齢者まで、さまざまな機会を通じて、地域福祉活動への関心を高められるような情報提供やきっかけづくり等を行い、地域福祉活動への意識の醸成や参加促進を図っていくことが重要です。また、団体に属さず、個々で活動したいと考えている人も多くなってきており、これらの人への活動支援や情報提供、コーディネート等の機能の充実が求められています。

(5) 生駒市の地域福祉の課題

本市の住民アンケート調査結果、団体のワークショップより、地域福祉にかかる主要な課題は以下のとおりです。

地域福祉における市民参加の促進

- ・住民アンケートでは、約半数の人が「住民がお互いに協力するよう心がけるべき」としている一方で、地域の行事や活動に参加している住民は4割強にとどまり、半数以上が参加していない状況にあります。さまざまな機会を通じて、地域や地域福祉活動への関心を高め、参加を促していく必要があります。まずは、「見守り、声かけ」、「環境美化」、「地域行事」といった、市民が参加しやすいものから取り組むよう働きかけることが求められます。
- ・また、参加している人の中でも、自身の趣味や娯楽活動への参加率が高まってきている一方で、自治会行事への参加率が低くなっており、地域への関心が低い人が増えつつあります。自治会活動以外の活動等を通じて地域へ関心を持ち、子どもを含めた市民一人ひとりが地域に貢献できるような行動が少しでもできるよう、意識付けが重要となっています。

社会福祉協議会等地域福祉活動の要となる団体の位置づけ、役割の明確化

- ・住民アンケート結果やワークショップの中で、社会福祉協議会に対する認知度は予想外に低く、実施している事業等もあまり周知されていないという意見が聞かれました。本来社会福祉協議会は、地域福祉活動の主体として期待されていますが、十分にその役割を担いきれていない状況にあります。今後、社会福祉協議会の役割を明確にし、市民への周知を図るとともに、社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動を活性化させていくことが求められています。
- ・また、市内にはさまざまなボランティア団体やNPO法人、福祉サービスを提供する事業者等が活動していますが、助けが必要なところに適切な手助けやサービスが行き届いていない状況にあります。社会福祉協議会が地域で活動するさまざまな団体や事業者の情報等を集約し、既存の活動から更に複合的なサービスの提供等に結びつけることができるよう、コーディネート機能の強化が必要となっています。

福祉人材の確保と育成

- ・本市は、ボランティアグループ等の活動が活発に行われているという特徴がありますが、団体間の連携があまりない実態が見られます。互いが持つノウハウ情報の交換や人材の交流、事業での助け合いや共同実施、活動場所の共有等、本市の福祉が更に力を発揮できるように連携していくことが求められます。また、今後も継続的・発展的に活動を行ってもらえるよう、次代の担い手を育てていく必要があります。助けられる人、助ける人といった、人によって役割を固定化してしまうのではなく、できるときは助ける側に立つ、という考え方のもとに、高齢者や障がい者も含め、さまざまな人が福祉人材として活躍できることをめざして取り組むことが重要です。

よりわかりやすく利用しやすい相談対応・情報提供・PR 活動

- ・日頃福祉サービスを利用していない人が、突然必要が生じたとき、自分がサービス利用できるかどうかの判断も含め、どうすればよいか悩んでしまうことがあります。サービスの内容や利用条件等日頃の情報提供、サービスを利用するかどうかの初動期における相談対応、そこから専門機関に連携する機能等、相談対応の段階に応じた流れを整理し、それぞれの段階で迅速な対応ができるような体制づくりが求められます。
- ・また、福祉サービスの利用手続きは書類が多く煩雑であるという意見は、従来から多くありました。記入の仕方や手続きの流れ等、サービスを利用する当事者が、十分理解して対応できるようなフォローが必要となっています。
- ・福祉の必要性やボランティア活動等の楽しさ・やりがい等も伝えて、人材確保等につなげる視点も必要です。本市は、転入世帯が多く、また大阪府等市外への通勤者も多い特徴があり、地域とのつながりが少ない市民もいます。さまざまな機会や場所をとらえて、本市の福祉等に係る活動内容や参加募集情報等を発信する取り組みが重要となります。

地域活動への総合的な行政のバックアップ体制

- ・地域の自治活動の中で、市民の身近な相談相手は自治会長であったり、民生・児童委員であったりします。こうした地域の核となる人材は交代等があり、また福祉も法や運用の改正が頻繁に生じており、常に新しい福祉制度の情報提供・研修等をして、地域活動を担う人たちをきめ細かくバックアップしていくことが求められています。
- ・行政から地域にはさまざまな仕事の依頼がありますが、地域の側は同じ人が受け止めることが多いため、本当に必要な事業を地域ごとに組み立てて、地域が対応しやすいよう配慮することが求められます。これは福祉に限らず、すべての分野において言えることであり、庁内での調整が必要となります。



第4章 基本方針に基づく施策の展開

第2章の基本方針ならびに前期計画での課題を受け、本計画においては下記のとおり、施策の展開を進めます。

体系図

基本目標

市民一人ひとりの想いが支える だれもが安心して暮らせるまち いこま

基本方針

従来の地域福祉から、防災や防犯、教育、まちづくり等の分野との連携を深めた地域福祉へ

地域の実情に応じた多様なニーズへの対応

地域住民が主体の支え合いの促進

具体的な施策

1. 市民一人ひとりが支える、地域福祉の意識の醸成

1) 市民の福祉に対する意識の啓発

2) 地域における福祉人材の育成

2. 幅広いニーズに対応できる地域の仕組みづくりの推進

1) 身近な相談支援体制の整備

2) 多様な情報提供による利用者の適切なサービス利用の促進

3) だれもが快適に安心して暮らせる基盤づくり

4) 利用者の権利の保護

3. 質の高い地域福祉サービスが提供できる福祉環境・基盤づくりの推進

1) 地域で支え合う福祉活動への支援

2) ニーズとサービスを適切に結びつける仕組みづくり

3) 多様なニーズに対応したサービス供給体制の確保と支援

4) 保健・福祉に係る専門的な事業者・人材の育成

1. 市民一人ひとりが支える、地域福祉の意識の醸成

支援を必要とする人と支援する人といった、人によって役割を固定化してしまうのではなく、できるときは支援する側に立つ、という考え方のもとに、高齢者や障がい者も含め、さまざまな人が福祉人材として活躍できるように意識啓発を行うとともに、実際に活躍できる場の提供を進めていきます。

1) 市民の福祉に対する意識の啓発

アンケート調査によると、約半数の人がお互いに協力するよう心がけていくという意識を有しています。こうした意識を更に共有化していくため、市民一人ひとりが地域を支えていくという意識を更に広め、地域福祉活動への参加を促していきます。

また、地域とのつながりが少ない市民に、地域への関心を高めてもらえるよう、さまざまな機会をとらえて、本市の福祉等に係る活動内容や参加募集情報等を発信していきます。

■ 市民の福祉に対する意識の啓発

「福祉と健康のつどい」等の各種イベントのさまざまな機会を通じて、地域のことや、地域福祉活動についての情報提供、そしてボランティア活動等の楽しさ・やりがい等を伝え、地域福祉活動への関心を高め、参加を促していきます。また、「見守り、声かけ」「環境美化」「地域行事」といった、子どもから大人までいろいろな世代の市民が参加しやすいものから取り組むきっかけを提供していきます。

2) 地域における福祉人材の育成

福祉に対する理解を深め実践してもらえるよう、福祉に関する基礎的な知識や技術等を身につけてもらうことが重要です。子どもについては学校教育や子ども会等との連携、大人については生涯学習等との連携を図りながら、福祉教育を進めていきます。

■ 各世代を通した福祉教育の推進

ボランティア講習会や福祉活動に関する情報提供等、地域における人材の育成と福祉活動への参加の促進を図ります。

また、学校教育や子ども会等との連携を図り、子どものころから地域活動への参加を促す取り組みを進めます。

その他、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深めるために、生涯学習等との連携を図り、福祉教育を実施していきます。

2. 幅広いニーズに対応できる地域の仕組みづくりの推進

1) 身近な相談支援体制の整備

本市では、従来から出産や子育て、教育、介護、健康、障がい等の福祉に関するさまざまな相談・情報やサービスの提供を進めてきました。今後もこれらの取り組みをより充実させていくとともに、サービスの内容や利用条件等日頃の情報提供、サービスを利用するかどうかの初動期における相談対応、そこから専門機関に連携する機能等、相談対応の段階に応じた流れを整理し、それぞれの段階で迅速な対応ができるような体制づくりを整備し、だれもがいつでも安心して相談できる環境づくりを進めます。

特に、他地域から移ってきた人が多いことや地域とのつながりが希薄化しているなかで、相談したくてもどこに相談してよいかわからない人が地域の中には多数いると思わ

れることから、関係機関との連携を図りながら、既存の資源を活用して身近な地域で気軽に相談できる体制を充実させていきます。

■ 市民の身近な相談相手としての自治会長や民生・児童委員

市民の身近な相談相手として、自治会長や民生・児童委員であったりしますが、こうした地域の核となる人材は交代等があり、また福祉も法や運用の改正が頻繁に生じていることから、常に新しい福祉制度の情報提供・研修等をして、地域活動を担う人たをきめ細かくバックアップしていきます。

■ 身近な相談窓口である社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民の身近な総合相談窓口として、日常的な相談から専門的な相談まで幅広く対応しています。また、必要に応じて、サービス利用につなげたり、本市やその他の関係機関につなげる等の対応を行っています。今後、よりたくさんの市民に利用してもらえよう、社会福祉協議会のPR強化等の支援を行います。

■ 介護保険等に係る相談・支援

平成18年度に高齢者の身近な総合相談窓口として市内に「地域包括支援センター」を6ヶ所設置しましたが、「住民アンケート調査」によると、調査対象者の年齢層が幅広いこともあり、地域包括支援センターから福祉に関する情報を入手している人は少ないため、高齢者にとってより身近な相談窓口として認知されるよう務めます。

■ 出産、子育て、保健教育、女性に関する相談・支援

妊産婦の悩みや不安、新生児、乳幼児の健康や健やかな発育に関して、保健師や栄養士等による各種相談や訪問指導、面接、電話相談を引き続き行い、機会をとらえて相談コーナーを設置する等、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

また、就学前児童や小中学校の児童・生徒の心身の発達、子育てに関すること、児童虐待等、さまざまな相談に引き続き対応します。

その他、ひとり親家庭の自立を支援するための各種相談、女性が抱えている問題や悩みについての相談等への充実を図ります。

■ 障がいに関する相談・支援

障がい者・生活支援センターを拠点とした相談機能を拡充してきましたが、引き続き、障がい児・者やその家族に対して、福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用等、地域での生活における総合的な相談に対応していきます。

■ 健康に関する相談・支援

健康いこま21計画に基づき、引き続き健康相談や栄養相談を実施し、相談機能の充実を図ります。また食育推進計画に基づき、食の大切さや家族で食卓を囲む機会を増やしていくことと併せ、地域活動との連携により多様な体験の機会を増やし、地域とのつながりを深めていきます。

2) 多様な情報提供による利用者の適切なサービス利用の促進

本市では、市の広報紙やホームページ等さまざまな媒体を活用して情報提供を行っていますが、マスメディア等からも日々さまざまな情報が提供され、さまざまな情報が氾濫しており、必要な情報を取捨選択することが難しい人も多くいます。だれでも受け取りやすく、わかりやすい情報提供に努めるとともに、それぞれの人が適切な情報を取捨選択できるような支援を進めます。

■ 多様な媒体による情報提供の充実

現在、本市のホームページや広報紙等により、保健・福祉サービスに関する情報を提供していますが、市民が容易に情報収集できるよう、情報冊子やメールマガジン等の媒体も活用しながら、分かりやすい情報提供に努めます。

■ 障がい者へのコミュニケーション支援

障がい者の外出等におけるコミュニケーション支援として、引き続き要約筆記奉仕員や手話通訳者等の派遣を行います。

3) だれもが快適に安心して暮らせる基盤づくり

公共施設や歩道等、まち全体のバリアフリー化を順次進めていますが、今後も子どもから高齢者、障がい者等だれもが快適に安心して暮らしやすいまちにするため、進めていきます。

■ 公共施設や道路のバリアフリー化

だれもが安全で安心して通行利用できる歩道や、公園等を引き続き整備します。

また、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設等へのバリアフリー化の指導・助言を行います。

■ 多様なニーズに応じた基盤整備の促進と支援

子ども連れ家庭が外出しやすいよう、公共施設における子育て家庭に配慮した設備の整備を進めるとともに、商業施設等における設備整備の促進を図ります。

また、ひとり暮らしの高齢者が安心して地域で生活するための支援として民生・児童委員によるひとり暮らし高齢者訪問や社会福祉協議会による友愛電話訪問、更に緊急性の疾患を有するひとり暮らし等の障がい者や高齢者に緊急通報装置の貸与、徘徊のある高齢者や障がい者の行方不明時に位置情報を提供する位置情報提供システム等、自治会や民生・児童委員及び地域の近隣の市民の協力を得ながら、一体的に、地域支援体制の充実に努めます。

■ 要援護者の所在把握と緊急時の対応

地域防災計画に基づき、災害時、自分一人で避難できない要援護者が安心して地域での生活をおくることができるよう、日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生・児童委員等の関係機関等との間で共有を図るとともに、災害時等の緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者に対する支援を行います。また、緊急時の対応がスムーズに行えるよう、定期的に役割分担や連絡体制等についての確認を行います。

4) 利用者の権利の保護

高齢者や障がい者等、福祉サービスの利用者が、適切なサービス利用を受けられるように、相談体制の充実やサービスの給付の適正化に努めます。また、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の利用支援等、引き続き利用者の権利を擁護する取り組みを充実させます。

また、子どもや女性、高齢者等の虐待防止や保護、人権擁護を進め、地域全体で見守る体制づくりを進めていきます。

■ 適切なサービス利用のための権利擁護

判断能力が十分でない人も適切なサービスが受けられるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用等に関する相談・利用申請にかかる支援を地域包括支援センターや障がい者生活支援センター及び社会福祉協議会等で行います。また、権利擁護のための相談支援体制の充実を図るとともに、権利を守る為の制度についても広く市民及び関係機関に啓発をしていきます。

■ 虐待防止等人権擁護のための取り組み

子どもや高齢者等に対する虐待の予防、早期発見・早期対応を図るため、関係機関や関連団体が虐待に関する知識を深め、連携してその発生の予防に努めます。

また、市民の人権意識を高め、人権が侵害されることがないように、意識啓発や地域での見守りを強化します。

3. 質の高い地域福祉サービスが提供できる福祉環境・基盤づくりの推進

1) 地域で支え合う福祉活動への支援

今後の少子高齢社会のなかで、高齢者の見守り活動や子育て支援等地域での助け合い活動への需要が更に増えていくことが予想されます。地域福祉を充実させていくためには、地域で支えあえる環境づくりを充実させていく必要があります。そのために、さまざまな機会を通じての啓発や子育てにおける仲間づくり等、地域で支えあえる機会と場の提供を行います。また、ボランティア団体や子育てサークル等、さまざまな団体が行っている活動のネットワークづくりを支援し、市民による活動の輪の拡大を進めます。

また、市民が主体となったさまざまな地域福祉活動が活性化できるよう仕組みをつくっていきます。

その他、地域の自治活動が地域福祉活動の中で大きな役割を期待されており、行政から地域にさまざまな依頼をする場合に、地域が対応しやすいよう地域ごとに必要な事業を組み立てていくことが重要であり、庁内での調整を行い進めていきます。

■ 地域で支え合える機会と場の創出

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市民が支え合う意識の醸成を行います。また、実際に地域福祉活動等に参加するきっかけがない人もまだまだ多くおり、だれもが参加しやすい身近な行事等と連携を図りながら、参加の機会と場を提供していきます。

■ 地域活動のネットワークづくり

地域活動を担うボランティアの養成を実施しており、高齢者向けのサロン等の運営を

行うボランティアも地域に数多く活動しています。今後、これらのボランティア団体がネットワークを更に強化し、活動を活性化し、幅広いニーズへの対応につながるよう、支援していきます。

■ 地域の特性に合わせた地域福祉活動の支援

現在、各地域において、ワンワンパトロールや自主防災組織等の立ち上げ等さまざまな地域福祉活動がさかんに進められています。一方、地域ごとに自治会の設立状況や参加状況に違いがあります。今後、地域の特性に合わせ、既存の資源等を有効に活用しながら地域福祉活動がより活性化できるよう、本市や社会福祉協議会では側面的な支援を図りながら仕組みづくりの充実に努めます。

■ 自治会の地域活動の支援

各自治会の地域活動がスムーズに行えるよう、本市は自治会の活動に対し、必要な支援をしていきます。

2) ニーズとサービスを適切に結びつける仕組みづくり

本市内では、さまざまなボランティア団体やNPO法人、福祉サービスを提供する事業者等が活動しています。これらの地域で活動するさまざまな団体や事業者の情報等を集約し、互いが持つノウハウ情報の交換や人材の交流、事業での助け合いや共同実施、活動場所の共有等、本市の福祉が更に力を発揮できるよう、コーディネート機能を社会福祉協議会にその役割を位置づけ、社会福祉協議会は行政と連携を図りながらコーディネートを行い、既存の活動から更に複合的なサービスの提供等に結びつけることができるように進めていきます。

■ ボランティア団体、関係団体の活動支援と協働・連携の推進

各種ボランティア団体や関係団体等が交流を行える機会を増やし、事業での助け合いや共同実施、活動場所の共有等の促進を図ります。

■ コーディネート機能の充実

地域で活動するさまざまな団体や事業者の情報等を集約し、社会福祉協議会においてコーディネートを行い、既存の活動から更に複合的なサービスの提供等に結びつけることができるように進めていきます。

3) 多様なニーズに対応したサービス供給体制の整備

今後、一層多様化するニーズに対応しつつ、身近な地域で受けられるサービスの供給体制を整えるために、サービス提供事業者への研修や連携支援等、事業者のサービスの質の向上のための支援の充実に努めます。

■ 事業者に対するサービスの質の確保と支援

福祉サービスを提供している施設、事業所のサービス内容等の公表や第三者評価を積極的に促し、福祉サービス事業者の透明性を確保するとともに質の向上を支援します。

4) 保健・福祉に係る専門的な事業者・人材の育成

適切なサービスの質を確保していくためには、事業者や専門的な人材の育成支援が重要となります。本市では、介護支援専門員等をはじめ福祉サービス等にかかわる福祉人材に対して、奈良県や生駒市居宅介護支援事業者協会等と連携を図りながら、研修の開催及び開催支援を行います。

また、必要なマンパワーを確保するために、関係機関との連携を図りながらボランティア団体やNPO活動の支援及び育成をはじめとする市民活動を促進し、市民参加も視野に入れたにサービス供給体制の構築に努めます。

■ 保健・福祉に係る専門的な事業者・人材の育成

福祉サービス従事者に対する研修に対する講師派遣や情報提供等の支援を行います。また、次代の担い手の育成のため、交流会の開催や講習会等を実施します。



第5章 優先的に進める取り組み

地域福祉が具体的に進むよう、この計画期間において優先的に進める課題に取り組んでいきます。

1. 地域力を活用した、地域福祉活動のネットワークづくり

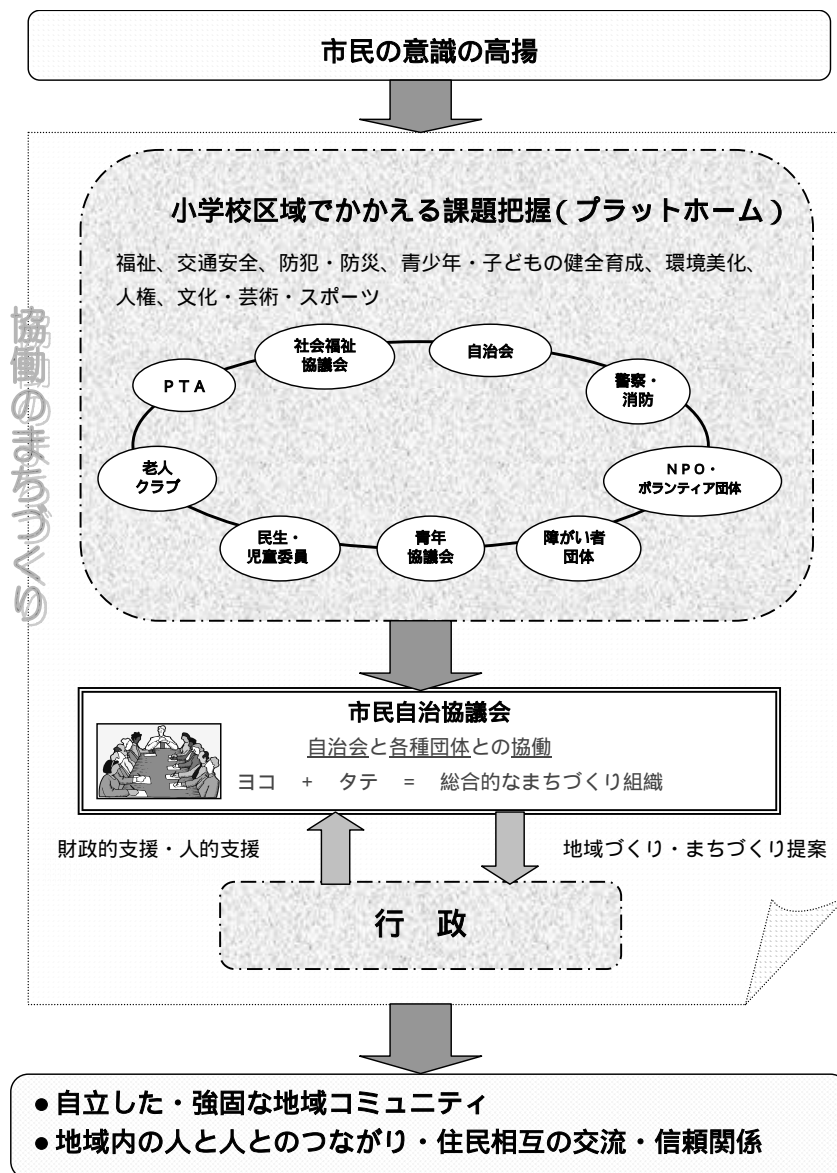
福祉活動では、地域の中で各種団体がそれぞれの役割を果たすべく取り組んでいます。厳しい行財政の中で予算削減や担い手の不足感があり、また事業の効率性や効果を高めていくためにも、団体間で調整をし、地域の特性に合った事業に重点的に取り組めるような動き方が求められています。そこで、老人クラブ、民生・児童委員、自治会、生駒市健康づくり推進員連絡協議会、各ボランティアグループ等と本市及び生駒市社会福祉協議会が中心となって小地域ネットワークの形成を図り、ひとり暮らし高齢者等への日常的な声かけ運動やサロンといった、地域の特性に合った事業の選択に取り組みます。

この小地域ネットワークを構築するため、「市民自治協議会^{*}」の活動の一つとして取り組むよう働きかけ、行政としては事業企画や実施、予算等の面で必要に応じ支援していきます。

また、生駒市社会福祉協議会は、当協議会の一員として地域福祉活動のコーディネータ的役割を担いながら協議の場に参画し、地域の資源等をうまく活用しながら地域福祉活動が円滑に展開されるよう取り組みます。

^{*} 市民自治協議会：本市では、平成22年4月1日に生駒市自治基本条例が施行され、そこには、小学校区程度以下を基本として、地域社会で市民自治活動を行う新たな組織として「市民自治協議会」の設置が明文化されています。この協議会は、自治会のほか、PTA、民生・児童委員、NPO等その地域で活動している各種団体で構成され、地域が抱える問題を話し合い、市民と行政が役割分担をしながら協働して解決していくための組織として設置することができるとされています。

市民自治協議会イメージ図



2．生駒市社会福祉協議会の地域福祉事業への基盤強化

生駒市社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進に取り組んできました。また、平成１２年の介護保険制度発足後、介護保険サービス提供事業者として、そして平成１８年からは地域包括支援センター等の介護関係事業にも取り組んできました。

しかし、地域福祉活動を推進するためには、社会福祉協議会の果たす役割は大きく、今後も、本市と社会福祉協議会の連携強化を図りながら地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められます。具体的には、前述の「市民自治協議会」の一員として、福祉に関する活動を行う場合のアドバイザーや推進役になったり、必要な団体等に声かけを行う等のコーディネータの役割が期待されています。

ただ、地域福祉活動を支援する体制としては現状では十分とは言えず、本市との間で生駒市社会福祉協議会としての役割と業務内容を整理して体制を再構築することが先ず求められます。

そのため、本市として、この５年間の計画期間で、社会福祉協議会の役割を整理し、地域福祉活動推進の要としての体制整備に向けて、地域との調整や人員配置、予算配分等を含めて支援していきます。



第6章 今後の進め方

本計画については下記のとおり進めます。

1．各地域における地域福祉活動の活性化

本市は、自治会組織が活発に活動しており、地域の福祉活動にも幅広く対応しています。一方、自治会を設立していない地域や、加入していない世帯等も存在し、自治会のみですべてに対応することは困難です。また地域によって課題となっている内容や地域の人材や組織等の資源が異なるため、校区ごとといった枠組みで福祉の課題整理と計画的な対応策を検討し、実施することが求められます。

今後、市民に対し、「市民一人ひとりの想いが支える だれもが安心して暮らせるまち いこま」の理念の普及に力を入れ、一人でも多くの理解と参画を得て地域福祉活動が活性化できるよう取り組んでいきます。また、「優先的に進める取り組み」で位置づけたように、「市民自治協議会」と連動しながら校区毎に計画的に活動が進むよう、生駒市社会福祉協議会がコーディネータとして機能することが求められ、その実現に向けて本市としてもバックアップしていきます。

また、本市ではさまざまなボランティア団体やNPO等が活発に活動しています。今後、地域の中で自治会等とボランティア団体やNPO等の交流を深め、互いの活動内容の知見を持つとともに、共同での事業実施の可能性等を検討する場づくりの支援をしていきます。

2．社会福祉協議会との連携強化

社会福祉法では、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的な役割を果たす団体として位置づけられています。本市においても生駒市社会福祉協議会を地域福祉活動推進の中核と位置づけ、本市は社会福祉協議会との連携強化に務め、地域福祉の推進に取り組んでいきます。また、生駒市社会福祉協議会に対しては、第2期地域福祉活動計画の策定に向け、計画的に取り組んでもらうとともに、本市として予算や事業連携等で支援していきます。

3．計画の進行管理と庁内体制の整備

本計画の円滑で確実な実施を図るため、各事業については、関係部署が連携して進行管理を行い、計画の進捗状況をハートフルプラン委員会に報告します。

4．計画の周知

本計画を、広報紙や本市のホームページ、パンフレット等さまざまな媒体を通じて、広く市民へ周知していきます。

また、市民への地域福祉活動への意識啓発を行う際等、さまざまな機会を通じて本計画の周知に努めます。

資料編

第 2 期生駒市地域福祉計画策定経緯

日 時	会 議	内 容
平成 2 1 年 1 1 月 2 日	第 1 回地域福祉ワーキング会議	地域福祉計画について 住民アンケート調査(案)の検討について 今後の予定について
平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日	第 2 回地域福祉ワーキング会議	住民アンケート調査(案)について
平成 2 1 年 1 2 月 3 日	第 2 回ハートフルプラン委員会	市民アンケートについて
平成 2 2 年 1 月 7 日 ~ 3 1 日	第 2 期生駒市地域福祉計画に係る実態調査実施 調査対象：市内在住の 1 6 歳以上男女 5,000 回 収 数：2,307 回 収 率：46.1%	
平成 2 2 年 4 月 2 3 日	第 1 回地域福祉ワーキング会議	住民アンケート調査結果報告について
平成 2 2 年 8 月 3 1 日	関係団体ワークショップ	
平成 2 2 年 9 月 2 1 日	第 2 回地域福祉ワーキング会議	生駒市地域福祉の現状と課題について
平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日	第 1 回ハートフルプラン委員会	生駒市地域福祉の現状と課題について 生駒市地域福祉計画骨子(案)について
平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日	第 3 回地域福祉ワーキング会議	生駒市地域福祉(素案)について
平成 2 2 年 1 2 月 9 日	第 4 回地域福祉ワーキング会議	生駒市地域福祉(素案)について
平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日	第 2 回ハートフルプラン委員会	生駒市地域福祉(素案)について
平成 2 3 年 1 月 2 1 日 ~ 2 月 2 1 日	パブリックコメント	
平成 2 3 年 3 月		市長への報告・3 月議会へ報告

生駒市ハートフルプラン委員会設置要綱

（設置）

第1条 次の各号に掲げる計画の進行管理、見直し及び策定等を行うため、生駒市ハートフルプラン委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- （1）すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般及び高齢者にやさしいまちづくり全般の指針である生駒市高齢者保健福祉計画
- （2）介護を必要とする高齢者を対象とした介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等を進めるための指針である生駒市介護保険事業計画
- （3）障がい者が適切な福祉サービスを提供されることにより地域社会の中で共に暮らし安心した生活ができるための指針である生駒市障がい者福祉計画
- （4）社会全体が一体となって子どもがいきいきと育つ社会を構築していくための指針である生駒市次世代育成支援行動計画
- （5）住民が地域で自らお互いに協力し合い、支え合い、安心して暮らせる社会を構築していくための指針である生駒市地域福祉計画

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- （1）前条各号に規定する計画の進行管理に関すること
- （2）前条各号に規定する計画の一体的策定及び見直しに関すること
- （3）その他目的達成に必要な事項に関すること

（組織）

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）市議会議員
- （2）学識経験者
- （3）関係団体の代表者
- （4）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員は、第2条第2号の規定による一体的策定及び見直しに関する調査及び審議に係る報告が完了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に必要に応じワーキンググループを置き、その構成員は委員の中から委員長が指名する。

- 2 ワーキンググループにグループ長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 ワーキンググループの会議は、必要に応じてグループ長が招集し、グループ長が議長となる。
- 4 グループ長は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 グループ長は、必要があると認めるときは、関係者に会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、第2条の規定による調査及び審議が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、高齢者、障がい者及び児童の保健福祉並びに介護保険を担当する課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年8月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

生駒市ハートフルプラン委員会委員名簿（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

委 員 名	所 属 等	ハートフルプラン 委員会		地域福祉 ワーキング
守屋 亘	生駒市医師会代表	委員長		
山上 正仁	生駒市医師会代表	委員		
杉本 正	学識経験者(帝塚山大学教授)	副委員長		グループ長
福中 眞美	生駒市議会代表	委員		
森岡 文夫	生駒市自治連合会 副会長	委員		
中庄谷 幸榮	生駒市民生児童委員連合会 会長	委員	平成22年11 月30日まで	副グループ長
室井 博子		委員	平成22年12 月1日から	副グループ長
佐和 正朗	生駒市社会福祉協議会 常務理事	委員		
長谷川 明美	生駒市ボランティア連絡協議会 会長	委員		委員
草場 暁美	生駒市障害児・者を守る連合会 会長	委員		委員
杉田 輝雄	生駒市老人クラブ連合会 副会長	委員	平成22年5 月17日まで	委員
乾 弘		委員	平成22年5 月18日から	委員
辻村 泰範	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 理事長	委員		
林 昌弘	社会福祉法人長命荘 理事長	委員		委員
高森 敏夫	生駒市身体障害者福祉会 会長	委員		
楠本 起久子	精神障害者地域家族会・ひだまり会 書記	委員		
小椋 俊男	生駒商工会議所 常議員	委員		
首藤 宏樹	公募委員	委員		委員
中村 幹雄	公募委員	委員		委員

第 2 期生駒市地域福祉計画

平成 2 3 年 3 月

発行 / 生駒市

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

TEL 0743-74-1111 (代)